

平成25年予算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成25年3月18日（月曜日）

午前10時00分開議

午後 4時12分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第14号 平成25年度士別市一般会計予算

議案第15号 平成25年度士別市診療施設特別会計予算

議案第16号 平成25年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 平成25年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第19号 平成25年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第20号 平成25年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第21号 平成25年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成25年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第24号 平成25年度士別市水道事業会計予算

議案第25号 平成25年度士別市病院事業会計予算

議案第26号 士別市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第27号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の制定について

議案第28号 士別市保健医療福祉対策協議会条例の一部を改正する条例について

議案第29号 士別市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議案第30号 士別市地方卸売市場条例の一部を改正する条例について

議案第31号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について

議案第32号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について

閉議宣告

出席委員（19名）

委員 岡崎 治 夫 君

委員 十河 剛 志 君

委員 松ヶ平 哲 幸 君

委員 渡 辺 英 次 君

委員 丹 正 臣 君

副委員長 粥 川 章 君

委員 出合孝司君  
委員 谷口隆徳君  
委員 小池浩美君  
委員長 井上久嗣君  
委員 田宮正秋君  
委員 山居忠彰君  
委員 神田壽昭君

委員 伊藤隆雄君  
委員 国忠崇史君  
委員 菅原清一郎君  
委員 岡田久俊君  
委員 遠山昭二君  
委員 斉藤昇君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君  
議会事務局  
総務課主幹 岡崎 忠幸 君  
議会事務局  
総務課主任主事 榎木 孝士 君

議会事務局 浅利 知充 君  
総務課長  
議会事務局 御代田 知香 君  
総務課主任主事

(午前10時00分開議)

委員長(井上久嗣君) おはようございます。

予算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

委員長(井上久嗣君) ここで本日の会議録署名委員を指名いたします。

十河剛志委員、松ヶ平哲幸委員を指名いたします。

委員長(井上久嗣君) それでは、付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。初めに、付託されました平成25年度予算及び関連議案について一括して総括質問を行い、その後、関連議案の審査を行い、次に各会計予算ごとに内容審査を行うことにいたしたいと思います。なお、内容の説明聴取は省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方については、そのように決定いたしました。

更に、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから、次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(井上久嗣君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法については、そのように決定いたしました。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は7名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、総括質問を行います。

菅原清一郎委員。

委員(菅原清一郎君) おはようございます。総括質疑をさせていただきます。

最初の質問事項については、朝日地区の地域振興策についてということでございます。

この問題の一番大なる問題点については、道道士別滝の上線の整備事業ということで、さきの一般質問において質問させていただき、市長からも地域住民との協議を十分踏まえた上で工事着工するんだということでございますので、今後の動向を見きわめながら、またの機会にしたいと思います。ぜひ、最大課題でもございますし、地域の振興策として避けては通れない整備事業でありますので、特段の御配慮を賜りたいと存じます。

最初の質問は、商店街振興策について何点か通告に従ってしたいと思います。

今の商店街は、合併以来その数も激減しておりまして、人口の流出に歯どめがかからないような状況下にあるのは皆さんも御案内のとおりであります。現在、商工会で市街に音楽設備を実は電柱に設置されておりまして、これは当時の朝日町からの補助をいただいた中で商店街のにぎわいを保とうということで、実は軽音楽が流されている状況下にあります。今後も道路整備にあわせて、この事業がどうなるかということが一番私自身は危惧していたわけでありまして、今、現行のこととあわせて、ぜひ将来的にもこの問題も道道整備に加えて、今後もこの音楽が流せれるような設備をぜひ維持してほしいものだなというふうに思っております。

更には、指定管理者の関係で、商工会が運営している山村研修センター、地域交流施設和が舎、この施設についても、さきの一般質問でお話したように、2年間を経過する中で利用者が少しずつ増えてございます。この調子で何とか地域振興のためにも今後も増えていくように努力はしていきたいものだなと思っておりますが、行政側の総合支所側の支援というか応援というか、要するに広報の関係で全国的にこれからもあの施設は体育施設の利用とあわせて利用していただきたい観点からいくと、今までやってきた行政支援、そのほかにどういう形でこれからやっていかれようとするのか、考えだけお聞かせください。

委員長（井上久嗣君） 深川経済建設課長。

経済建設課長（深川雅宏君） 私から、道道の整備に関しまして、商工会が設置しております放送設備について、今後も設置できるように配慮してほしいという御要望でございますけれども、今現在の計画では、歩道内に電柱と街路灯を入れられないということで、電柱につきましては裏通りに回すという計画でございます。現在商工会さんで設置している放送設備につきましては、今後街路灯を民地のほうに設置した場合にそちらのほうに設置するのか、あとは各商店街さんの壁等に、あとは市道の電柱等のほうに共架するというようなことで現在計画しております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小ヶ島朝日総合支所次長。

朝日総合支所次長（小ヶ島清一君） お答えをいたします。

指定管理の関係で和が舎ですとかのPRの関係でございますけれども、今現在市のホームページですとかフェイスブックですとか、それぞれPRを行っているところですが、今後におきましても、毎月和が舎の職員の方と、それから我々職員とで定例会議も実施しております。そういった中でいろんなPR方法を検討していきながら、更にPRをしていきたいと考えておりますけれども、例えば和が舎においては風呂の日ですとか定期的にそういった催しを行っております。そういったことも市の新着情報でぜひ利用いただきたいということでPRをしたり、フェイスブックで、この日は半額で入浴できますと、ぜひ皆さん御利用くださいというようなことでPR活動を行っているところですが、先ほども申しましたように、定例会議とかで更に十分PR方法等検討して、充実を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 定例会議を繰り返しながら利用客の増員に努めるんだということがありますが、商工会側の体制も実は総括責任者という形で商工会の事務局長がやっているということもありますので、この問題についてはこれ以上触れませんが、ぜひ前向きにこの問題についてのこともお願いしておきたいなと思います。

朝日じゃんじゃん・ジュピリーは、皆さんも御案内のとおり、朝日地区のこういうお祭りのイベントは、岩尾内ダム湖水まつり、そして市街地であるじゃんじゃん・ジュピリーというのが2つあるわけでありますが、朝日町時代から岩尾内湖水まつりは市外の人を対象にしたお祭りでした。じゃんじゃん・ジュピリーというのは地域の皆さん、それから郷土を離れた皆さんにお帰りいただくということで設置したのが最初でした。

現行でじゃんじゃん・ジュピリーの予算が、今年は昨年より市の持ち出し予算が10万円減額になってございます。お祭りの内容はいろいろあるわけでありますが、従来からその事業費が一応200万円がこの事業をやってまいりました。それで、商工会が50万円、JAが50万円の、そのほかの100万円を市側に負担していただいてこのお祭りをやってございました。今年の予算が10万円、市のほうが100万円から90万円になったということもあります。その理由と、市がこれからこのお祭りに対してどういう役割を果たしていこうとされているのか。実はこのお祭り、じゃんじゃん・ジュピリーとなったときには、以前は産業まつりとか農業まつりとかふるさとまつりという名称でありましたが、じゃんじゃん・ジュピリーとなったときには、その事務局は実は町側がやっていたわけですね、行政側がやっていたんですね。それで、いつかの時点かはちょっとはっきりしてませんが、商工会並びに農協さんが交互に事務局長の役割をやってきたわけでありまして、最近はずっともう商工会の事務局長がこの役割を背負っているわけでありますが、その減額の理由を、主な理由と、これからの取り組み、支援の仕方についてお聞かせください。

委員長（井上久嗣君） 深川課長。

経済建設課長（深川雅宏君） 私からお答えいたします。

じゃんじゃん・ジュピリーの事業費の関係でございますけれども、昨年まで全体事業費200万円で市からの補助金100万円で実施しておりました。25年度、新年度におきましては、事業の一部見直しということで、市からの補助金90万円で実行していきたいというふうに考えています。

あと、以前は市とJAと商工会で交互に事務局を設けていたという経過がございますけれども、31団体の実行委員会で運営しておりますので、今後実行委員会の中で、今後の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 余り答えになっていないんですけれども、じゃんじゃん・ジュピリーの

100万円から90万円になったこの理由ですね、何が原因でこういうふうになったのか。事業費で余ってきているから減額したのか、事業の中身に問題ありなのか、そして市がどうかかわりをこれからしていくんだということなんですよ。行政側が事務局やっていただいても私はいいのではないかと思うんですね、回り番でやっているんだから。だけど、ここ最近、合併してからは、ずっと商工会がやっている状況もあるので、10万円の金額は、事業にすると金額的には10万円ですから、大したことないかと思うんですが、減らされたということは実行委員会の組織に問題ありなのかなということ、そういう責任も感じているものですから、そういう概念からいかがでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 深川課長。

経済建設課長（深川雅宏君） お答えいたします。

事業費200万円から減ったという中身でございますけれども、中で各種イベントを行ってございます。その中で一部事業の見直しをしたということで、実行委員会のほうから補助の申請が上がってきたということでございます。

あと、今後、市のかかわりでございますけれども、今後も市とJAと商工会さんのほうでそれぞれ経費を捻出して実行しているわけでございますので、今後とも31団体の実行委員会の中で、今後市も積極的にかかわって運営していきたいというふうに考えております。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 実行委員会には当初から市が入っているんですよ。だから、その中で協議して10万円削ったんだということの真意がちょっとつかめないんですけども、今後に向けて、ぜひ朝日町地域で非常に楽しんで盛会に行われているお祭りだということもあって、非常に市からの負担も大きいから、厳しい財政の中で土別市の本市でやるイベントとはちょっと予算形態が違ってまして、市の持ち出しが非常に大きいんだということで御迷惑も確かにかかってはいるんですけども、ぜひ地域でずっと守り通してきたお祭りでもあるし、これが下火にならないようにするためにも、今後とも行政側の絶大な御支援をお願いしたいと思います。

次には、町内には非常に各体育施設が充実していると私は思っております。これは朝日町の地域が昭和30年代後半からスキー合宿が盛んになったのに伴って、各施設が整備されてきたことにごさいます。そこで、現在ある体育施設の維持管理費が今後どうなっていくのかなということ、それからまた、今年も新年度予算で三望台シャンツェの転倒防止板というか、アプローチの防止板が改修で予算が1,400万円になってございます。ジャンプのことに関しては、最近高梨沙羅さんがワールドカップで総合優勝して、非常に皆さんもおわかりだと思います。ぜひ、そのアプローチがどこだということもわからん議員あるいはまた市民の方もいらっしゃると思いますので、この機会にその説明も加えてしていただきたいのと、朝日にあるトレセン、それからプール、スキー場、三望台シャンツェほか武道館、山村広場等々の維持管理費と利用状況についても、この機会にお聞かせください。

委員長（井上久嗣君） 黒沼地域教育課主査。

地域教育課主査（黒沼淳一君） お答えいたします。

平成23年度における体育施設の利用実績及び合宿利用実績について、施設ごとに御説明申し上げます。

朝日農業者トレーニングセンターは、利用日数が318日、うち合宿利用日数は44日であります。利用人数は1万4,753人で、うち合宿での利用が45団体、2,396人の利用となっております。

朝日プールは、利用日数が81日、うち合宿利用日数は18日であります。利用人数は1,262人で、うち合宿での利用が11団体、127人の利用となっております。

朝日スキー場は、利用日数が101日、うち合宿利用日数は12日であります。利用人数は延べ4万3,901人で、うち合宿での利用が5団体、延べ1,610人の利用となっております。

朝日三望台シャンツェは、利用日数が147日、うち合宿利用日数は123日であります。利用人数は4,384人で、うち合宿での利用が127団体、3,565人の利用となっております。

朝日武道館は、利用日数が218日、利用人数は1,646人であり、合宿での利用についてはございませんでした。

朝日山村広場は、利用日数が70日、利用人数は720人であり、合宿での利用についてはありませんでした。

朝日運動広場は、利用日数が8日、利用人数は235人であり、全て合宿での利用となっております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 長南地域教育課主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） 私のほうから、まず最初に、ジャンプ台の25年度で予定しております改修について御説明をさせていただきます。

この改修につきましては、三望台シャンツェにはK点60メートルのミディアムヒルのジャンプ台が1台、それからK点40メートルのスモールヒルのジャンプ台2台が設置されてございます。25年度につきましては、K点60メートルのミディアムヒルの助走路の部分の工事になってございます。その中身といたしましては、冬期間使用するに当たり雪を平らにするゲージが集成材で、これは既存の部分がつくられておりますが、これが老朽化いたしまして、集成材のひび割れ、それからねじれ等が発生しておりますので、その集成材を撤去いたしまして、新しく鋼材でこの雪面を出すゲージを設置する予定になってございます。これは助走路、スタートから飛び出すまでの間、全て両サイドを更新する予定でございます。

それから、転倒防護板につきましては、助走路のスタートウエートの最下段から飛び出す先端部までの間、両側に雪面ゲージの横に高さ50センチ、アクリル製の防護板を設置する予定になってございます。この防護板につきましては、全日本スキー連盟のルール改正に伴いまして、全日本スキー連盟の公認大会を開催する施設については義務づけされたところでございまして、利用者の安全、それから公認大会の開催のために設置するものでございます。

更に、K点40メートルのジャンプ台につきましては、26年度以降に雪面ゲージの更新、それ

から現在設置されておりますランディングバーン、着地面の両サイドの防護板の塗装等を予定しているところでございます。

それから、体育施設の維持管理の関係につきましては、毎年それぞれ光熱水費等かかっていくわけですが、その年によりましてはいろいろ改修のための経費が膨らむというような状況もございまして、適正な管理をするための経費を計上していきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今のジャンプ台の改修の内容が説明あったわけですが、私もジャンプにかかわりある一人として、毎年のようにジャンプ台に予算をつけていただいて本当にありがたく思っていますし、利用者が今日までけがなく来ていただいたことに非常にうれしく思っております。

改めて、防護板をつくるというルール改正になったときに、今まで事故がよくなかったなと思っていました。実は、さきの札幌で行われましたワールドカップで、伊東大貴選手がスタートで転びまして転倒しましたね、下まで転げ落ちてきたんですけれども、横にそのアクリル板があったがために、そこから落ちなかったということでもあって、朝日のサマージャンプが平成9年から現在の仕様になって長い間使われているのですが、アプローチ転倒があったことはあったのですけれども、そこから飛び出していなかったということが非常に、今、逆に何か恐ろしくもなっているわけでありまして、ぜひまたスモールヒルもございまして、また来年度以降に予算をつけていただいて整備するんだということがありますが、ぜひよろしく早目にまたしていただければなと思うわけでありまして。

今、体育施設の利用状況、いろいろ説明していただきましたが、それぞれの施設全て、平成21年以降利用者が非常に増えているということがあります。トレーニングセンターでも2,000人程度の利用者が増えている、あるいはプールにおいても300人以上、スキー場においても5,000人以上ということで非常に喜ばしいことではありますが、その中で若干減っているのがありまして、実は朝日町には武道館というものがございまして、本市には武道館がないわけですが、歴史のある施設でありまして、非常に古くなってきているということもありますし、柔道、剣道の少年団に利用されているんですが、非常に少年団活動も少なくなってきて、利用者が今年に限っては1年間に720人ということであって、非常に残念な数字になってございまして、それと同時に、非常に老朽化してきているということもありまして、今後あの施設をどういう形で整備されていくのかがちょっと気になるところであります。済みません、数字はですね、ごめんなさい、朝日武道館は1,646人ということでありました。利用日数が218日間使われているということもありますので、ぜひ今後、あの施設が古くなってきたとともに、どういう形でこれから整備、維持管理をしていくのか、この機会にお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（井上久嗣君） 長南主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） お答えをいたします。

武道館につきましては、実は平成17年合併前になるのですが、更衣室、それからトイレ等の整備を行っております。更には、平成21年度に武道館の道場の中の暖房機の更新をさせていただきます。それから、今後の計画なんです、武道館の屋根、それから外壁の塗装を平成26年度に総合計画の中で予定させていただきます。

利用の関係なんです、実は大きく減少しているわけですが、これにつきましては現在あの武道館を使用されているのは実は剣道スポーツ少年団1団体だけでありまして、失礼しました、それと剣道連盟、朝日の剣道連盟という団体が使用しておりますが、ほとんど少年団活動で利用されている状況でございます。それで、減った理由といたしましては、やはり少年団員の減少というものがあつて、利用日数も若干減つてはいるわけですが、それとやっぱり剣道する子供たちが減少しているというようなことで、利用実績は下がっております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 非常に歴史のある建物ということを先ほどお話ししたんですが、ぜひとも最低限でもこれからも維持管理をしっかりしていただいて、利用者がこれから増えるように願いたいものだなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問は、観光資源の充実ということでございます。

朝日町地域観光資源で、自然が豊かな地域でありますので、岩尾内ダム含めて天塩岳という道立自然公園があるわけですが、この間もこの問題取り上げましたが、きょうはあの地区をどういう形でこれからこの資源開発を、観光資源を整備するということは非常に莫大な投資が必要ではないかと思うわけありますが、そういう今ある施設も含めて利用客を増やしていくために、どんな方策が市のほうでは考えられているのかお聞かせいただきたいのと、もう一つ、私のほうから提案であります、天塩岳の実は避難小屋でございます。今年、天塩岳でスノーモービルでああいう痛ましい事故が起きまして非常にその時点で思ったんですが、天塩岳の避難小屋あるんですけども、夜とか冬はどの位置にあるかわからないということもございまして、実は何か目印になるような、太陽光使って何かできないのかなと。夏山の登山でもその位置を太陽光使って何か、赤色灯回しておくのもいかなものかと思うんですが、何かの方法で場所を明らかにするような方策がないのかなと、この間思っていました。これは今突如お話ししたことなので、今後そういうことが考えられないかも含めて、観光資源の維持管理も含めて考え方を聞かせください。

委員長（井上久嗣君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 観光施設の充実ということでございますが、管理運営については例年どおり行ってまいりますが、平成25年度におきまして岩尾内ダム下にありますエリカ公園の植栽看板の設置、それと岩尾内ダム管理事務所横へのトイレ利用案内看板の設置を25年度において予定をさせていただきます。

それと、避難小屋について位置がわからないということでございます。これにつきましては、

登山客が安全に登山をされるためにはどのようなことがいいのかも今後に向けて検討してまいりたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 壺井主幹がちょうど出てきたので、ちょっとこの機会に確認だけしておきたいんですが、朝日の観光の中であなたが担当していらっしゃる稚魚の放流が実はあるんですよ、毎年やられている、今年も恐らくやられると思うんですね。その稚魚が、やはりあのときも、ちょっと前にもお話ししたことがあるんですが、なぜかしら放流した1週間ぐらい同じところに滞留しているんですね、まとまっているんですよ。そこで、川に上る寸前に釣られてしまうというのが今日まで非常に大きな問題となって、稚魚の放流日を実は誰かが知っているんですね。それで、札幌のほうから、旭川管内のナンバー以外の方がたくさん、稚魚放流して1週間ぐらいたつと何か川に入るらしいんですけれども、そういう状態を誰かが知っているんですよ。それで、せっかく毎年放流しているんだけれども、その小さいピンコが食べたら一番おいしいらしいんですけれども、ほとんど1,000匹単位で釣られることがままあるわけですよ、今日までもありました。その辺の対策も含めて、これのベテランの壺井主幹から、ちょっとこの考え方と何か対策ないものかお聞かせください、この機会に。

委員長（井上久嗣君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 岩尾内の河川におきましては、禁漁の河川の部分におきまして毎年度時期に応じまして稚魚を放流しております。なぜか札幌方面とか、旭川方面のほうからの車が釣りに入っているという情報については、前回の御質問でもございました。何かいい対策ということでございますが、私らのほうからは、それに対して情報は一切外のほうには出しておりませんので、どちらのほうから耳に入るのかが今のところわからないところでございます。ただ、もし今年放流したところにおきまして、私らのほうも現場において監視を少し強化しながら、そういう人がいたときにどういう情報があったのかということも今後詰めていきたいなというふうに思います。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今後というか、それは情報をくださいといったって、それは教える人はいないと思うんですよ。ですから、恐らくそういう情報は稚魚の提供業者というかな、そういうところからでも流れない限り絶対ないと思うんですね。ですので、徹底していただいて、毎年放す位置が同じということもあるかもしれないし、ぜひ川に入るまでは何とか守っていただく、それが自然保護の意味から、あるいはまた観光の観点からも、それと、もしかしたら必要なのは、もう少し罰則とか禁漁の時期を的確に示して、ある程度保護のほうに結びつけていかないと、毎年32万程度ですか、そのぐらいの予算がつけられて放流しているにもかかわらず大きくなっていないというか、こういう状況が続くのかなと思いますので、ぜひ建設的に、その辺もう少し物の考え方変えながら対策を講じていただきたいと思います。

次の問題については、老人保健センターなどの以前の行政改革会議で決められた朝日町地域

のいろんな施設がございます。中には廃止とか存続含めてあったわけですが、その施設を今後どういうふうにしていくのか、壊すのか、そのまましておくのか、その辺の利用方法含めてこの機会にお知らせください。

委員長（井上久嗣君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お答えいたします。

自治体運営改革会議において施設のあり方や維持管理方法について見直しをすることとされた朝日地区にあります7つの施設のうちの朝日農業者トレーニングセンターにつきましては、本会議に指定管理者の指定について御審議をお願いしているところでありますので、残りの6つの施設について、それぞれ担当のほうからお答えします。

まず、私から、経済建設課が所管する岩尾内観光施設、農産物直売交流施設、勤労者会館、農産物加工実習施設についてお答えします。

1つ目の岩尾内観光施設の白樺キャンプ場管理棟につきましても、指定管理者制度の導入に向け検討いたしております。

2つ目の土別市農産物直売交流施設につきましては、現在直売を実施していないことと、今後においても直売をすることが見込めないことから、直売施設部分については多目的スペースへ一部用途変更するため、現在国と協議中であります。

3つ目の朝日町勤労者会館につきましては、平成24年12月議会におきまして条例廃止の議決をいただき、4月以降、普通財産とし、売り払いまたは貸し付けを予定しておりますが、応募者がいない場合には利用について再度検討していきたいと思っております。

4つ目の農産加工実習施設については直営により運営しておりますが、指定管理者の制度の導入に向け検討いたしております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 岡崎地域住民課主幹。

地域住民課主幹（岡崎浩章君） お答えいたします。

私からは、地域住民課が所管する高齢者生活福祉センターと老人保健センターについてお答えいたします。

高齢者生活福祉センターにつきましては、指定管理者制度への移行を目指し協議を進めているところでありますが、課題の細部につきまして現在も継続して協議を行っている状況でございます。

次の老人保健センターにつきましては、施設の名称、目的、利用方法について施設利用者の皆様と協議を重ね、平成24年12月議会におきまして条例改正を議決いただき、本年4月1日より施設の名称を朝日町いきいきセンターに改め、更に活発で若々しい高齢者等のレクリエーションや趣味の活動の場として利用いただけるよう考えているところでございます。現在このセンターを利用されている主な団体といたしましては、手芸の会が週に1回、陶芸の会、茶話会がそれぞれ週2回御利用いただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 利用されなくなってきた、あるいは利用者が減少して、こういう形に用途変更とか行政改革会議で決まっているんですが、いろいろな今施設があって、これから継続するものは直営じゃなくて指定管理にしていくんだということですが、ああいう施設を指定管理していく場合、利用収入が非常にないわけですよ。ですから、ほとんどが手出しというふうになってくる状況下の中で、指定管理を受ける方がいらっしゃるのかということが非常に心配されるわけでありまして、何か当てがあるのかということが1点と、それから、直売所みたいに用途変更をこれからかけていって、自治会が借りて会議とかはされているんですけども、これからああいう施設を利用していく場合に問題が非常に山積しているなということがあります。ですから、行政改革会議で、この維持管理については朝日町地域の問題がほとんどだったのですが、これをこれからどういうふうな形でしていこうとするのか。決まったことはいいんですけども、指定管理あるいは用途変更あるいは4月1日からいきいきセンターなるものが設立されて、今後も利用されていくんだという老人保健センター、こういう形になって、では、このいきいきセンターは新たにそういう形にした場合、どういう予算を組まれて、ふだんの維持管理は、どこかの団体がしていられるんでしょうか、建物が大きいだけに非常にそういう部分で心配もあるわけですが、その考え方を教えてください。お願いします。

委員長（井上久嗣君） 深川課長。

経済建設課長（深川雅宏君） お答えいたします。

私から経済建設課所管の施設、農産加工施設及び岩尾内の白樺キャンプ場の指定管理についてお答え申し上げますけれども、予定されている受ける団体がいるのかという御質問でございますけれども、これにつきましても昨年からずっといろいろ団体に打診しておりますけれども、加工施設のほうにつきましてはまだ見通しが立っていないと、現在も検討中ということでございます。あと、岩尾内の管理棟につきましては、昨年からNPO法人さんのほうで管理していただいておりますけれども、来年に向けて検討したいということでございますので、今年1年かけて指定管理に向けて協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小ヶ島次長。

朝日総合支所次長（小ヶ島清一君） お答えいたします。

私のほうから、高齢者生活福祉センターについてでございますけれども、今現在もこの施設の管理運営につきましては、隣接いたします朝日福祉会のほうに委託をして実施をしているところであります。現在においても当然ながら効率的な運営に向けて御努力をいただいているところでございますので、今後、指定管理に移行することによって更に入居される方へのサービスですとか事業の効率的な運営ですとか、そういったものが効果が生まれるかどうかということ、今現在細部について協議をしているところでございます。

いきいきセンターにつきましては、こちら老人保健センターということであったんでありますけれども、この施設は冬期間大広間を利用した際には室温がなかなか温まらなくて苦労しておりました、燃料費もかさんでございました。そういったことで、主に老人会のほうに御利用いただいていたんですが、そちらの団体の方についてはサンライズホールのほうに活動の場を移行していただきまして、今現在活動をいただいております、利用をいただいております手芸の会、それから陶芸の会、茶話の会がございますけれども、人数的に大広間を使うほどの団体人数ではないということで、それぞれ和室、それから陶芸室のほうに個別の暖房機を設置をいたしまして活動をいただいております。したがって、この施設については名称を変更して、継続してこの3つの団体に引き続き御利用をしていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 老人保健センターは非常に大きい施設で、ただ建物が古いということもあって、そういう維持管理費に相当冬期間なんかは暖房費にかかるんだということであります。利用団体も非常に少なくなっている昨今であるし、陶芸なんかはああいう施設じゃないとできないんでしょうけれども、朝日にはいろんな施設もあるわけですし、勤労者会館なんかもそういうふうに向けても私はいいのではないかなと思うんですね。あるからそのまま使うのではなくて、どこかのところである程度線引きをしながら、利用されていない施設、それから維持管理費に非常にこれはお金がかかりますよね、維持管理、電気にしても水道光熱費がかかります。ですから、そういうのはある程度見直しを図りながら、どこかの時点で汗をかきながら解体するものはしなごらいかないと、いつまでもそのまま置いておくということは、大変これからこの問題が全然解決されないで、最終的には指定管理に任すんだということであるけれども、指定管理者に出すのも、今まで行政が予算組んでいた金額、そういうものがベースになっていくわけでありまして、別に指定管理がやるからメリットがどうなんだということは、私ないと思うんですね。

ですから、こういう施設に関しては、その行政改革会議でもいろんな御意見出ているはずですから、行政側で皆さんの判断が正しい、全部100%正しいと私は言いませんけれども、ぜひこういう老人保健センターみたいなものはどこかに転用しながら、どこかで使えるものは使って、あのままで使うのはもう限界が来ているような気もするんですね。今年みたいに雪が多いと何度も屋根の雪おろしもしなければいけないでしょうし、あそこは利用者が、お風呂場を使ったときは非常につらさが下までぶら下がって、毎回それを割らなければいけない状態。今年は風呂も使っていない、あるいは冬期間も恐らく使ってないでしょうから、そういう心配はないんでしょうけれども、相当建物は傷んでございます。ですから、そういうことも含めながら、ちょっとこの機会に提案しておきたいと思っておりますので、地域とか、それからそれぞれの利用団体とも十分協議していただいて何らかの方法をとってほしいなと思って、この質問はそういう

要請をして終わりたいと思います。

次の質問に入ります。次の質問は、開業医助成事業についてでございます。

この事業は、土別市内に開業されるお医者さんに対して、いろんな大所高所から市が助成をして、この地域に医療を確保するために設置した条例でございまして、平成23年の2月に条例が制定された。そのことを踏まえて何点が質問させていただきたいと思います。

私が知るところでは、この条例が制定されているのは道内では稚内市と土別市だけというふうに聞いてございまして、この地域の医療、住民の安全・安心を守るための医療のために非常にすばらしい助成制度だというふうに認識しております。

そこで、この開業医のいろんな助成金の制度があります。並べてみますと、設置費の助成金が限度額が200万円、土地の取得費の助成金が500万円、それから建物の取得費の助成金については1,700万円から2,000万円、そして入院施設が伴ったものについては3,700万円から4,000万円という補助があります。更には、医療機器等の取得助成金として最高額が1,800万円と、それから賃借料の助成金として600万円という形で、5項目にわたって非常に手厚く医師の確保をするための助成金が設置されているわけでありましたが、今回までこの開業医誘致条例に基づいて助成された実績内容をお聞かせいただきたいと、最初をお願いしたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 川原保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（川原広幸君） お答えいたします。

開業医誘致条例につきましては、先ほどおっしゃいましたように、平成23年度から施行されたところでありまして、条例が施行されてから現在までの市内の医療機関の開業といたしましては、昨年6月に耳鼻咽喉科の診療所が1カ所、10月に内科の診療所が1カ所の計2診療所が開業いたしました。そこで、開業医誘致条例の助成実績といたしましては、今年度開業した内科診療所から助成の申請がありまして、その助成額につきましては、土地取得費助成として229万2,000円、建物取得費助成として1,700万円、医療機器取得費助成として1,300万円の合計3,229万2,000円を助成したところであります。また、開業資金として2,000万円の貸し付けを行ったところであります。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） その助成金が早速使われて、土別内科クリニックが誕生したんだということでもあります。更には、もう一つの病院についてはこの条例を利用しなかったということですが、この条例のもととなった、礎となったのは稚内市の条例を参考にされたようでございますね。今後の見込みと申しますか、まだそういう動きはないんでしょうけれども、さきの一般質問でも市長のほうからも答弁あったように、今後もお医者さんが、本市に開業してくれる方の見込みがお話しされていましたが、今の時点でどんな見込みがあるのか、お聞かせください。

委員長（井上久嗣君） 菅井保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） ただいま今後の見込みということでお話ございまして、現在、西條士別店の北側なんですけれども、もう建築工事が始まっておりますけれども、そこはサービスつき高齢者向け住宅の建設が始まっておりまして、4階建ての建物になるんですけれども、その1階部分に内科のクリニックが入るということで工事は進んでおりまして、上士別の吉田先生なんですけれども、その部分で診療所の部分について今回の開業医誘致条例の賃借の部分あるいは医療機器購入の部分の助成という部分でお話ございまして、新年度予算につきましてもその分計上させてもらっているところであります。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひ利用されて、医療福祉関係が充実するように今後も望みたいものがあります。

そこで、市内の各建設業者からいろんなお話が、あるいはいろんな什器備品を扱っているお店屋さんからもお話があるわけですが、土別はラブ土別・バイ土別運動という運動のもと、地元消費を地産地消でやられるような、地元消費をするような方向で取り組んでいるし、今日まで相当いろんな方向に向いて、このラブ土別運動が盛んに行われております。建設業者なんかは市内で受注した工事については、市内の資材店舗からいろんなものを購入するように、ある程度義務づけられてはございませんが、必ず市内のものを消費しなさいよという言い方をされるわけです。

しかしながら一方では、こういう開業医の助成事業に関しては一切そういうことがされていないのかどうか。と同時に、地元の建設業者が建築した場合はプラスアルファがあるように示されているのですが、地元の業者がこういう建築物を何らかの形で請け負ったと。そういう判断はどのような形でされるのか。あくまでも元請なのか、あるいは言葉が適切ではないのですが、下請とか孫請とか何らかの形でその事業に市内の業者さんが使われるように要請とかされているのかどうか。一方ではこういう手厚く助成費用を、市はこの財政が厳しい中で出しているわけですから、そういう要請もあっていいんだらうなというふうに思うわけですが、一般の個人住宅なんかは、そういう市内の業者が建設した場合には補助制度がつくわけではありますが、その辺の分け方がもしあれば。

そして、今日まで、現在は土別内科クリニックさんの工事にこれが適用されたようではありますが、この実例の中であったのかどうか、そういう市内のラブ土別・バイ土別運動にかかわるようなことを担当のほうから、こういう動きがあったか、あればお聞かせください。

委員長（井上久嗣君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） まず、開業医誘致条例の目的でございますけれども、本市においては開業医が少ないこと、また現在開業されている医院の医師の方が御高齢になっていること、またその後継者もないということで、どうにかしてこの地域の医療を守ろうということで制定したものでありまして、まず新規に開業していただくということを最大の目的と

して制定したものであります。

そこで、ラブ士別・バイ士別運動のその部分で申し上げますと、直接的にはそのような事業というふうには想定してはおりませんが、もちろん地元の建設業、あるいはいろいろな業者さんの育成も含めまして、発注される方に最大限、士別市の建設業あるいは備品関係も含めまして、できる限り地元の発注も要請しているところであります。

ただ、この診療所の建設につきましては、建設工事自体が特殊な部分もございますし、設計者と建設業者との連携あるいは発注者と建設業者とのつながり等も考慮する必要も考えております。ただ、この条例におきまして、市内の建設業に発注した場合については300万円を限度に建設費に係る助成額を加算することとなっております。

そこで、その地元の建設業の工事ということでありまして、あくまでも元請が士別市に事業所を持っているという業者ということにさせてもらっております。そういう意味では、下請あるいは元請が士別市外の業者の場合で、下請に士別市内の業者が受注できた、あるいは孫請で受注できた場合につきましては、この加算額には該当いたしません。

しかし、今回、士別内科クリニックが建設工事をしまして、元請は旭川の業者でございますが、工事費全体の約12%であります1,210万円が市内の建設業者の方、電気関係と、それから水道配水関係、あるいは砂利などの業種において、士別市内の業者が下請あるいは孫請として仕事を請け負っているところでございます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 何らかの形で地元の業者さんが使われているということで、それはそれとしていいんですけれども、やはりどうしても一般の住宅の場合、100万円の助成があって、お医者さんの場合は市内の業者を使った場合300万円というプラスアルファがあるわけですが、建て主さんがいろんな好みとかがあって、それはいたし方ない部分も確かにあるわけですが、本市は、そういう取り組みをずっとしているまちですから、こういう開業医助成事業に対して何も不服はないんですけれども、ぜひとも市内の業者が1人でも、あるいはまた一つのものが市内の店舗、商店から購入されるように、ラブ士別運動がもっとももっとこれにも活用されるように、いろんな取り組みをしていただきたいと思うのでございます。

市内の業者がそういう形でかわりを持つということは非常に大事だと思います。本市の中で何億の仕事もみんなやっているわけでありまして、工事に対しては建設業者がやれないという工事ではないと思いますし、ただ、私が言えることは、医療機器の取得費なんかの助成なんかは、これはもう特別な器械なので、我々の本市においてはそれを扱っているお店はないと思いますが、ぜひともこの運動が効果あるように、そしてまたこの助成事業がより活用されて医療がしっかり確保できるようにお願いして、私の総括を終わります。ありがとうございました。

委員長（井上久嗣君） 渡辺英次委員。

委員（渡辺英次君） 通告に従いまして、総括質問のほうを行いたいと思います。

今回5つの大きなテーマを質問したいと思いますが、まず最初に、桜丘荘について質問させていただきます。

桜丘荘とコスモス苑、そしてデイサービスの施設ですけれども、現在26年度から指定管理による運営ということで準備が進められております。そして、各委員会や今までの議会でも取り上げられてきたんですけれども、改めて運営体制について何点かお聞きしたいと思います。

平成23年の決算委員会で菅原委員のほうからそれまでの収支にかかわる部分の質問がありましたので、まずは、25年度今回予算編成に当たりまして、24年度の決算見込みはどのようになっていますか。

委員長（井上久嗣君） 池田桜丘荘所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） 平成24年度の決算見込みにつきましては、桜丘荘は、歳入が1億5,347万2,000円、歳出が2億981万4,000円、収支は5,634万2,000円の赤字となっております。

桜丘荘特定施設につきましては、歳入が1,901万2,000円、歳出3,294万円、収支は1,392万8,000円の赤字。桜丘荘デイサービスでは、歳入1,970万6,000円、歳出3,163万1,000円、収支は1,192万5,000円の赤字。3事業を合わせますと、8,219万5,000円の赤字となる見込みとなっております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） これまでも毎年赤字が続いているということで、23年の答弁でも当時、織田部長がいらっしゃったんですけれども、実質人件費が大半を占めるということで、その中でいろいろ経費削減には努めているんだと、そんなお話があったんですね。そしてまた、収入の部分に関しましても、民間と比べましてやはり低く抑えられているということもありますので、なかなか現状で急に採算が合うようになるということは難しいのかなと思います。

それで、前年度に比べまして今回予算が若干増えているんですけれども、桜丘荘費という部分ですね、これは運営事業費のほうと、それとあと整備事業のほうと2つ項目分かれておりますが、今年度若干増えている部分の内容をお知らせください。

委員長（井上久嗣君） 池田所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） 桜丘荘費につきまして運営費で若干増えている部分なんですけれども、これは人件費の定期的に上がっていく部分でございます。整備費につきましては、25年度、厨房に食器保管庫を新たに入れたりする等の整備費の部分でございます。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 人件費の部分で若干増えたという答弁があったかと思うのですが、実質24年度に介護にかかわる部分の職員の人数、正職員、嘱託等含めてですが、それと比べて25年度予定されている人員、その増えた部分に関しても含めまして、その辺説明いただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 池田所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） その増えている部分なんです、25年度につきましては、桜丘荘は同じなんです、デイサービスにつきましては職員を1名、非常勤職員なんです増員の予定としております。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） はい、わかりました。その部分の人件費が丸々増えていると、そういう形かなと思うんです。それで、23年度決算委員会のときに、できる限りの経費削減に努めるという答弁があったんですけども、その後、職員の意識も含めまして何か新たに経費削減に向けて取り組んだことなどございましたら、ちょっとその辺もお知らせいただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 池田所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） 取り組みとしては、これまで経費の節減、さまざまな部分で努力をしまいいりました。新たに取り組んだ部分というのはないんですが、具体的にこれまでやってきた部分を御説明申し上げますと、入所されている方々の生活に直接影響が生じない範囲で利用していない照明を消したり、廊下の照明を間引いて点灯したり、温かいときは暖房をとめるなど実施してまいりました。給食材料費につきましても、外出者、入院者等を事前に把握して、できるだけ無駄を出さないようにしております。更に、米、野菜、肉、魚などの食材購入費につきましてはコスモス苑と連携し、両施設まとめて市内の業者に見積もり合わせを行い購入先を決定し、購入費の節減に努めております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 23年度の今お話ししましたが、ここに決算委員会のときの答弁書があるんですけども、実際問題、23年度に答弁いただいたことと実質何も変わっていないんだなということがわかったのですが、やっぱりそういう部分は本当に職員の意識というか、スタッフの皆さん、意識の部分というのがやはりあると思いますので、働いている方がやっぱり同じようなそういう経営感覚を持っていただいて取り組んでいただきたいという部分で、26年度からまた民間に委託になった場合、更にその部分というのは大事、大切な部分かなと思います。

それでは、ちょっと質問変えます。当然高齢者の方、皆さん利用されています施設ですので、日中はもちろんのことですけども、例えば夜間とか深夜の間に緊急事態といいますか救急で病院に運ばれるケースもあるのかなと思いますけれども、その辺の回数は24年度で大体どのぐらいあったのか、お知らせいただけますか。

委員長（井上久嗣君） 池田所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） 入所されている方で救急車で搬送された方の実績でございますが、昨年4月から2月までの間、合計9回ございました。その中で職員の多い昼間が3回、職員の少ない夜間や土日、祝祭日が6回となっております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 現在まで、2月までで9回ということで、そのうちの6回が深夜もしくは休日と、介護職員の方が少ない時間帯ということかなと思うんですね。実質、今運営されている中で夜間は業務委託でシルバーのほうからも人が来て管理されている状況かなと思うんですけれども、実際に、例えば深夜救急で運びましたとなったときのその辺のスタッフさんの動きというか、夜間いられる人数も含めまして、どういう状況になっているのか教えていただけますか。

委員長（井上久嗣君） 池田所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） 夜間のまず勤務体制についてですが、寮母が1名、あとシルバーの介護業務をお願いしている方が1名、それと管理人、この方もシルバーから来ていただいて、3名体制で夜間は運営をしております。

そこで、夜間の救急搬送等を含めての対応の部分なんですが、職員が少ない夜間につきましては、夜勤の寮母から看護師にまず電話連絡を行い、その後、救急車には寮母が引率し病院へ参ります。その後、寮母は病院で看護師と交代し施設に戻り、寮母が施設をあける時間が長くないように対応しております。しかし、時には看護師が病院に到着するまでに時間を要する場合もあり、夜間の場合は、寮母が長い時間施設をあけてしまうことは問題であるとの認識から、スタッフ内で協議を行い、交代の職員が出勤し、対応に当たることとしております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） わかりました。

夜間とかはやっぱり小人数で、今聞いたお話では実質寮母は1人であるということで、あとは委託されているシルバーの方ですね、管理人さん1人とまた別な委託で1人、シルバーさんということで、なかなか救急のときには、ましてや深夜になりますと、担当されていない看護師さんとか、ほかの寮母さんとかは、なかなか急に出られない場合もあると思いますので、この辺もぜひ、これまで大きい事故というのは聞いたことないですけれども、そういうことにならないように、実施体制の系統をしっかりとっていただいて、今後運営に臨んでいただきたいなと思います。

そのほかに、これも26年度までに向けて残り1年間直営でやるという前提での話なんですが、今回、桜丘荘に限って言いますけれども、恐らく班を組んで何人かの寮母さんが実際現場で対応されていると思うんですけれども、運営やっている中で、実際に現場サイドで何か課題であったりとか、たしか23年度の答弁では、市の正職員が1名ついて、それから嘱託の方で班になってされるという答弁があったと思うんですけれども、実際このやり方で課題とか問題点はなかったのか。もしくは、今後25年度考えている運営方法というか、班の体制も含めて何かあればお知らせいただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 池田所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） ただいま御質問ありました、私どもは生活スタッフと言っているんですけども、各班、今お話のとおり、班体制、6班体制を組んでおります。正職員が6名、嘱託職員が6名おりますので、それぞれペアになりまして、1階部分を1班、2班、3班、2階部分を4班、5班、6班と、そういう班体制を組んで実際に運営をしております。それで、その中でのそれぞれの問題解決の部分等ですが、毎朝全員で夜勤者からの報告の確認を行い、当日の通院、外出や入所されている方々の留意すべき内容の確認も行い、これは毎日行っております。毎月上旬には翌月の行事の予定等の打ち合わせも行って、実際に桜丘荘で生活されている方々が少しでも快適な生活ができるように努力しております。また、調理師スタッフでも毎朝献立等の打ち合わせを行い、桜丘荘職員全体での職員会議を毎月開催、行事や食事等の確認、施設維持に関する各種点検等の日程等の確認、これらのことを行いまして、入所されている方々がゆったりと快適な生活をしていただくように調整を行うとともに、各種研修会での研修資料の配付と報告等も行い、職員の資質にも努めながら課題の対応に当たっております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） いろいろ各種会議等、引き継ぎ事項も含めましてやっているという今御答弁かなと思うんですけども、やはり介護、看護もそうですけれども、人を面倒見ていく仕事というのは、すごく業務的にも非常に大変なお仕事と思っております。そういう中で、やっぱりスタッフ間の中でも、意欲を持って仕事に取り組める環境というのは、管理者側の大切な責任かなと思うんです。そういう部分で、しっかりスタッフ、正職員、嘱託職員の方もいらっしゃいますけれども、その辺の小さな声をちゃんと聞き入れてもらいながら業務に当たっていただきたい、そう思います。

それで、26年度指定管理になることを前提として、現状で職員に対しまして、恐らくそういう運営体制になったときに、そのまま残って続けるのか、もしくは市の正職員であれば、例えば異動したりとかという部分もあると思うんですけども、この辺の聞き取り調査というのは実際行われているのかという部分と、現状のわかる範囲でいいんですけども、職員はどういう今動きになりそうなのか、お知らせください。

委員長（井上久嗣君） 川村保健福祉部次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） ただいまの御質問にお答えいたします。

職員の動向につきましては、昨年7月から8月にかけて約88名の方全てを、指定管理に移行した場合の動向について聞き取りを行っているところであります。

まず、正職員につきましては、移行になった場合、指定管理先に身分を移行し、福祉施設において勤務を継続する、または市職員として一般行政事務に携わるかについての選択、これは本人の意思により決定されるところでありますけれども、先ほど申し上げました意向調査の結果といたしましては、約3割の正規職員が継続意向でありました。

次に、嘱託、非常勤職員についても聞き取りを行っているところでありますけれども、身分

につきましては、市に所属する職員から指定管理先の職員へと身分が移行することになります。そういった趣旨も説明の上、聞き取りをした中では、約8割の職員が継続意向という意向を示しているところであります。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

実際、正職員の方で3割ほどの方が現在のところは残って、民間のほうになっても残って続けたいというお話があったそうですね。それで、非常勤の方が8割というのは、当然といったら失礼ですけども、わからない数字でもないんですけども、実際、これから1年間運営するに当たって、仮に8割の方は残ります、非常勤の方は残ります、職員の方は3割ぐらいとなったときに、先ほどの話ではないんですけども、嘱託職員と正職員が班になって業務を行うという部分、その部分、今後もそのまま続けていかれるのか、もしくはある程度聞き取りをした中で、それを見据えて26年度に向けて班の体制も含めて変えていく考えとか、そういうのはおありなんでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 26年度を見据えてという中でありますけれども、基本的には現行のスタッフ体制の中で進めていきたいというふうには思っておるところであります。先ほどスタッフの意欲というのが、非常に意欲を持って取り組める職場づくりというのが大事でないかというような御質問も若干ありましたけれども、当然意欲を持って仕事をするためには、職場として一体感のあるチームワーク、そしてコミュニケーションの場を持つことが非常に重要であるというふうには認識しているところであります。そういった意味では、今後も職員が共通認識を持てるように対応していくために、更に職員間の意思疎通が図られるような情報伝達の方法についても、職場会議の中でこういった方法があるかという部分については見直しを図りながら、そういう体制づくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 実際問題、現場施設の中の働かされている皆さんの中で、やはり当然聞き取りやっていますから、残る方と残るつもりのない方というのが今まざっている状態だと思うんです。そういう中でこれからの業務に対して、25年度の業務に対して士気の下がるようなことがないように、その辺の配慮もやっぱり管理者側の方をお願いして、25年度運営していただきたいなと思います。

あと、介護スタッフ、当然いろいろな資格があると思うんですけども、実際、今の現状の桜丘荘のスタッフの方が持っている資格の取得率ですね、同じような同等の民間の施設と比べましてその辺はどういうふうになっているのか、資格の取得率というんですか、その辺もちょっとお知らせください。

委員長（井上久嗣君） 池田所長。

桜丘荘所長（池田政幸君） 介護職員の資格の取得率についてでございますが、桜丘荘の正職員

では57%の方が資格を取得しております。嘱託職員は67%、デイサービスの正職員、非常勤職員に関しては100%取得をしております。桜丘荘、デイ、全体で申し上げますと72%、これはきょう現在の数字となっております。

民間施設の資格取得の状況についてですが、6施設を調査した結果を申し上げますと、正職員では100%、臨時職員では50から83%となっております。6施設全体では、1施設は79%、残り5施設については85から100%と高い取得率になっております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 先ほど、今後26年度そのまま残って民間のほうで働きたいと言われた方、正職員で3割、そして非常勤8割の方いらっしゃいますが、その残った方の中で今後、民間業者に雇い入れてもらう中で、やっぱりこの辺の部分はすごくハンディキャップになるのかなと思う部分があるんです。それで、今後25年度の運営をやっている中で、市のほうとしてこの資格に関してあっせんするとか、何かとっていただくような形で指導するという部分は、何か考えあるんでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 今委員おっしゃられるとおり、介護福祉、ケアマネ等の資格を有しているということについては、移行に当たってはその継続の優位性を高めるというふうな部分もあろうかと思えます。民間事業所におきましては、そういった資格手当というような支給制度もありますことから、今申し上げましたとおり、継続の優位性を高めるためには、今後資格取得に向けた勧奨には努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ありがとうございます。その資格の取得に関して、あっせんする部分に関してですけれども、実質資格を取るためには当然費用も発生すると思うんですけれども、その辺これまでは全部個人持ちで取得されていたのかという部分と、それと、今後、資格を取っていただくに当たって市のほうである程度助成というか補助というか、していったらどうかと思うんですけれども、その辺は何かお考えお持ちでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 今委員おっしゃられましたとおり、資格取得には受験費用もしくは講習を受けるための受講費用、更にはその受験、講習を受けるために日にちを割かなければいけないというような状況もあります。こういう受講に当たっては自己負担も非常に多いというふうに聞いております。こういった部分を踏まえまして、少しでも取得負担が軽減できるような、その支援策について移行前に当たりましては検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ぜひともよろしく申し上げます。

ちょっと時間押してしまったんですけども、桜丘荘について今回質問させていただいたのは、やはり運営するに当たって、いろいろ聞こえてくる声というのも正直ございます。それで、26年度民間に移行、受ける業者の方いらっしゃったときに、引き渡すときに、こういう運営やっていたのかと、中身ひどいなというような状況にならないように、25年度、先ほどもお話ししたんですけども、職員の意識の部分も含めまして、もう一度しっかりとした体制で運営していただきたいなと思っております。

桜丘荘については、以上でやめます。

次に、街なかミニ公園整備事業についての質問をさせていただきます。これは、さきの一般質問で井上議員のほうからも質問ありましたので、その答弁踏まえて、重複しないような感じで質問したいと思います。今回、公園に関しましては防犯の部分で質問させていただきたいと思います。

今回の事業、この事業は丸武公園、そしてあすなる公園、両施設を対象としている事業になっているかと思えます。丸武に関しては駅前の再編の関係で対象とされているんだと思うんですけども、この両施設を今回、2施設というのですか、この事業の対象にした経緯というのをお知らせいただきたいと思えます。

委員長（井上久嗣君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 今回の街なかミニ公園整備事業は、先般、駅前再整備構想にかかわりまして、国忠議員、井上議員からも御質問があり、御答弁も申し上げたところであります。答弁の中では、駅前再整備構想の中で国道沿いの商店街への動線づくりの一つとして実施する事業として位置づけており、地域の交流の場として施設の充実を図るものであります。

ただ、そこで丸武児童公園、あすなる両公園を対象とした理由でありますけれども、まず一つには、丸武児童公園については市民の方が多く利用する生涯学習センターいぶきですとか、近くに市立図書館があること、更には、その生涯学習センターでの集いの広場きらを利用するお子さんや保護者の方がいること、そういったことで、そういったきらの利用者も近くの丸武児童公園で読み聞かせなどを行っているというような状況もございます。それと、あすなる公園については、市内でイベントを開催している公園であること、更には中心市街交流施設のぶらっとがあること、更には近くに幼稚園があること、こういった中で子供から高齢者が集える憩いの場として、この2つの公園を今回のミニ公園整備事業として位置づけたところであります。

以上であります。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） はい、わかりました。

前回の答弁と今いただいたお答えでおおよそ話はわかったんですけども、丸武児童公園のほうも、近隣施設いぶきがありますので、いろいろそういう関係で利用している部分があるということなんですけれども、これは防犯の観点から考えますと丸武児童公園に関しましては、

あそこの生涯学習センターいぶきを利用するに当たって、当然南側の玄関というんですか、あそこから出入りする方は多数かなと思うんです。実質裏側から、裏側は当然人通りないですから、読み聞かせ等をやっているらっしゃるんでしょうけれども、一般の方が使われているというのは非常に僕は少ないんじゃないのかなと感じております。

それで、例えば今回、今の現段階では、丸武児童公園のほうに予算入っていますけれども、安全面で果たしてそこに公園つくっておいたときに、土別も最近非常に不審者が増えておりまして、そちらも資料いただいたんですけども、年々これは件数増えているんです。24年度で6件、不審者情報というのが来ていると。それで、こういうのをいろいろ調べますと、やはり公園とかそういったところというのは、当然子供が集まりやすいので、発生しやすいという事案がかなり多いんですよ、いろんなまちで。

そういう部分含めて、今後、公園整備するのは今回本当にいい機会だと思うので、ただ構造物とかを設置するだけでなく、安全面からの最新の部分、例えば防犯カメラということも考えられると思いますし、あとは子供が使える緊急連絡通報サービスとかシステムというんですか、そういうのもいろいろ出ているんです。実際にもう取りつけられている前例もありますので、あそこは設置上、設置位置的なものが、いぶきに近いという部分がありますので、その辺の連動というんですか、何かあったときにいぶきのほうに連絡が行くとか、そういう部分もちょっと検討していただければなというお願いがあるんですけども、その辺は今のところどのような考え方をお持ちでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 半沢土木管理課長。

土木管理課長（半沢 勝君） お答えいたします。

まず初めに、委員さんのほうから利用状況についてもございましたけれども、まず利用状況につきましては、町内会で近年における利用状況をお聞きしましたところ、平成20年までは盆踊り等々にも使われていた、あと小さなイベント、商店街のイベントなどにも使われていたと聞いておりますけれども、現在20年以降は使われていない状況ということでありまして。また、生涯学習センターいぶきで開催しております青空子ども図書館については継続して使われている状況でございます。

この丸武公園につきましては、昭和58年が都市公園として整備の始めでありまして、平成17年度には生涯学習センターいぶきの屋外学習の場として、芝生広場とか照明施設、電源の装置などの改修も行ってきた経緯もございます。今回のミニ公園の位置づけという中では、検討した中では防護柵、遊具、あと休憩施設なども老朽化が進んでいるということで、今回施設の更新を計画したということでありまして。

そこで、委員さんのお話にありました、子供を守る安全な公園整備につきましては、本年4月より施行された土別市高齢者、障害者の移動の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づきまして、安全で安心な公園整備に努めることを基本としまして、まずはバリアフリー化による安全の確保、特に防犯上の観点からは、公園内は周囲から公園内

を見渡すことができるよう施設の配置計画に配慮すると。あと、園内の照明灯によりまして、園内照明は明るさを確保する中で安全面にも配慮していきたいと。また、あと具体的な安全面等々につきましても、今後協議していく中で、トイレ等、非常の呼び出し装置などが必要とされれば、そういった設置についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 今回せっかく更新するわけですから、安全面ももちろんそうなんですけれども、あと特にあすなろ公園に関しましては、向かいにある土別幼稚園さんが当然子供たちが使われるということもありますし、できたらそういう関係の専門の方々の意見も聞きながら、よりよい公園をつくっていただきたいなとお願いしたいと思います。

公園については、以上で終了いたします。

次に、3番目にパブリックコメントについて質問させていただきたいと思います。

パブリックコメントは、いろいろ施策の中で今まで行われてきまして、市民参加という部分も考えますと、非常にいい制度で、今後有効なる制度だと思っております。基本的な計画に関しましていろいろパブリックコメントが行われる場合が多いんですが、行く行くは実施計画、その後は事業に続くということを踏まえまして、この予算委員会で質問させていただきます。

まず、パブリックコメントに関してですが、改めてこの制度の目的、ここでちょっと一度お話しさせていただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 大橋秘書広報課主査。

秘書広報課主査（大橋雅民君） お答えいたします。

パブリックコメント制度は、市の条例や計画などの策定に当たり、あらかじめその案を公表する中で広く市民の皆様から意見を求め、これを考慮して計画等を決定していく制度でありまして、市民の行政参画を進めること、行政運営の透明性の向上を図ること、公平公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的としています。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

実質、土別の場合は、土別市パブリックコメント制度実施要綱という形でつづられているんですけども、本市の場合は、実際パブリックコメントを行うに当たって手続上どういった流れになるのか、説明お願いいたします。

委員長（井上久嗣君） 大橋主査。

秘書広報課主査（大橋雅民君） お答えいたします。

まず、市が条例や計画などの案を作成します。その作成された計画案や関係資料を市役所や関係する施設などで配布または市のホームページで公表し、原則30日間以上にわたり広く意見を募集しています。意見の提出方法については、郵便、ファクス、電子メールもしくは直接持

参により受け付けています。なお、電話による意見については、口頭では正確な意図が伝わらない場合もあることから、受け付けていない状況となっています。パブリックコメント実施に当たっての市民周知はホームページや広報で行い、その後、提出された意見を考慮して計画等を策定します。また、提出された意見を考慮した結果などについては、ホームページのほうで公表を行っています。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ちょっとパブリックコメントに関して他の自治体等々いろいろ調べさせていただきました。そうすると、その流れなんですけれども、一番最初の計画だとしたら、それを策定するに当たって、例えば各種審議会等で審議されまして、おおよその枠組みができてから、首長からということでパブリックコメントを実施することになると思うんですけれども、実質その経過、流れを見ますと、数カ月もしくはもう半年以上とか煮詰めてきてつくられたものを、一応公表してから30日間という日数があるんですね、パブリックコメントの。それで例えば何か意見が出ました、それを1回また審議会もしくは実際つくられているほうに戻して精査するという形になるんですけれども、なかなか前段で長い時間かけてつくっているものから、例えばコメントが出た、コメントというか意見ですね、市民から出たときに、それがなかなか反映されづらい部分があるという問題点というか課題というかも実際あるようなんです。

士別市に関しては、何か今までそういうこととかあったかどうか、お知らせください。

委員長（井上久嗣君） 田中秘書広報課長。

秘書広報課長（田中寿幸君） お答えいたします。

本市におきましても、審議会、それからプロジェクトチーム等々の審議を経て作成された案につきまして、もっと広く意見を寄せていただくということでパブリックコメントを行っておりまして、そこで寄せられた意見を考慮しながら最終案を策定していくということになります。しかし、まちづくり基本条例のような、そういった審議会を経る前の素案の段階で、より多くの市民の方々から御意見をいただくというような手法をとっている例もございますので、これからこのような、計画の種類によってでありますけれども、意見を出しやすい手法を取り入れていく必要もあろうかというふうに考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） はい、わかりました。

ちょっと参考までになんですけれども、ホームページ上に上がっている話なんです、実際今までパブリックコメント士別で行われたケース、件数というんですか、あと、実際に集められた意見の数等集約したものがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 田中課長。

秘書広報課長（田中寿幸君） この制度、平成23年4月1日に創設されておりますけれども、創設以来、まちづくり基本条例、それから男女共同参画行動計画など、今まで13件の条例、計画案に対してパブリックコメントが実施されております。意見の数につきましては、そのうち4件に対しまして全体人数で8名の方から意見をいただきました。残り9件につきましては意見が残念ながらないといった状況でありまして、この制度の目的から、多くの意見を寄せていただくことが大変重要だということになりますので、結果として意見は少ない状況であったというふうに考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） このパブリックコメント制度なんですけれども、実際の話、土別に限らずどこの市町村、自治体も同じような状況なんですね、今。なかなか市民参画という部分でいうと、入り込んだ政策部分になりますと、例えば土別もホームページで出ていますけれども、長々した文章を市民の方が読んで、意見くださいといっても、なかなか出づらいという部分がやっぱりあるのかなという部分を感じます。

先ほどお話あったとおり、パブリックコメントはまず情報の公開、行政側から情報を公開するという部分と、それとあと市民参加、当然市民の意見を聞きましょうと、それに対して説明責任を行政側で果たすという、これ本当に大事な大切なことだと思うんです。そういう部分でいいますと、今のこの要綱にうたわれているとおりでこのままいきますと、恐らく意見の数は増えることはないのかなという感じがしております。

それで、今、土別はホームページもそうですけれども、フェイスブックも開設されて、きょう見てきたんですが、430名以上の方が「いいね」をしてくれて、かなり興味を持って土別の情報を見ているのかなと感じております。そういう部分も考えますと、ホームページに載せるだけではなくて、例えばパブリックコメント、ホームページ上で見られるデータをほかの自治体はフェイスブック上にもちゃんとパブリックコメントの部分のページをつくったりして、直接そちらにリンクできたり、そういうことをやっていらっしゃるんです。今回も土別の場合は条例じゃなくて要綱であるということで、まだまだ融通性というかは高いのかなという気がしますので、今後その辺少しでも意見の集約ができるようにしていただきたいなと考えるんですけれども、その辺は現状でどういうふうにお考えでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 大崎室長。

企画振興室長（大崎良夫君） ただいまのパブコメの意見が少ない中で、どういった意見を多くもらって市政に反映できるかというような内容でありますけれども、行政を執行していく過程においては、より多くの市民の方から市政に関心を持ってもらうというのは大変重要なことだというふうに考えております。これまでも市長への手紙ですとか、市民の声ボックス、それからふれあいトーク、更には地域政策懇談会などで市民から意見をいただきながら市政に生かすよう、取り組んでいるところでもございます。その中でパブリックコメント制度そのものにつ

いては、市民の声を市政に生かす重要な制度であるというふうにも認識をしております。しかしながら、今申し上げたとおり、市民からの意見は少ない状況でもございます。

そこで、委員のお話ありましたとおり、より多くの方々から意見が寄せられるようなことも考えていかなければならないというふうにも考えております。例えば、素案の公表だけでなく、計画のポイントをわかりやすく説明する内容ですとか、特に課題となるような項目のポイントを絞って記するような、そういった方向ができないのか、そういった意味も含めまして今後その検討も含めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ぜひとも、すばらしい制度ですので、有効に生かしていただくために前向きにいろいろな方法を取り組んでいただければありがたいなと考えております。

パブリックコメントについては、ここで質問を終了いたします。

4番目に、住宅の新築及び改修促進助成事業、これも今まで議会で取り上げられてきているんですけども、改めて今回ちょっといろいろお聞きしたいと思います。

これまで議会のほうでも答弁、実績に関してはありましたので、今回、23年度と24年度に関しての実績のお知らせをいただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

まず、新築の実績でございますが、平成23年度で13件、事業費では2億7,195万5,000円に對しまして1,236万円の補助を行っております。平成24年度で申し上げますと、件数で13件、2億7,958万4,000円に對しまして1,235万円を補助しております。

続いて、住宅改修事業ですが、平成23年度、件数で153件、3億2,540万8,000円に對しまして3,060万円の補助をしております。平成24年度では、137件、3億321万6,000円に對しまして2,740万円を補助してきてございます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） はい、わかりました。

これも22年度から大体予定されている件数、改修で150件ですか、そして新築に関しては15件予定されているんですが、年度によっては増えている場合もありますが、およそ予定額はクリアしているということです。それだけ市民の方からすると恐らく使いやすい、非常に使いやすい補助制度なのかなと感じております。

それで、特に改修に関しては100万円以上で20万円の補助ということで、極端な話をしますと100万円以上ですから、100万円でも200万円でも300万円でも補助額は一緒だということです。それで、実際問題、その100万円当たりの件数が多いのか、もしくは200万円、300万円も結構件数あるんだよという部分も考えまして、金額ごとに件数を集計したものがあれば、お知らせ

ください。

委員長（井上久嗣君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

改修事業の金額ごとですが、平成23年度で申し上げますと、100万円以上200万円未満で102件、事業費で約1億3,700万円、率でいいますと66.7%でございます。200万円以上300万円未満ですと29件、事業費で約7,000万円、率でいうと19%でございます。300万円以上の改修事業となりますと、中には1,000万円以上という案件もございますが、22件、1億1,700万円の事業費でございますして、14.3%となっております。平成24年度で申し上げますと、100万円以上200万円未満で96件、事業費で約1億2,700万円、率で70.8%となっております。200万円以上300万円未満ですと17件、約4,000万円の事業費でして、12.4%となっております。300万円以上でいいますと24件、事業費で1億3,500万円、率で16.8%というふうになってございます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 失礼しました、時間が気になってちょっと焦っているようではございますけれども、何とかお昼までには終わりたいと思いますので、簡潔に質問させていただきます。

実質、今の財源使われているのは過疎債からというお話、22年度からだったかなと思うんですけれども、今後26年度からこの事業に関してはちょっと検討事項であって、続けるかどうか今わからないという状況だと思うんです。それで、今回の24年度の利用されている方の人数見ましても、これまだまだ使いたい方もいらっしゃるのかなというふうに思います。そして経済効果に関しましても3億円を超えているということで、行政の方は考えられているのかなと思うんですけれども、実質こういう改修工事とかは特にそうなんですけれども、アフターというのは後々つきものなんですよ。そうすると、やっぱり一度土別の市内の業者さん使った場合、その後のつながりというのも比較的途絶えることなく持続性のあるというんですか、経済効果が期待できるんじゃないかというふうに考えております。そういった部分も含めまして、ぜひ26年度以降もこれは続けていただきたいという要望を持っております。その辺、現段階でどういうお考えでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 渡辺委員の御質問にお答えをいたします。

26年度以降もこのリフォームあるいは新築、こういった支援策を講ずるべきではないのかという御提言であります。この問題については、今までも多くの議員の皆様方からその旨の御提言も賜りました。そして、商工会議所あるいは建設協会等々からも引き続きこの助成策を組むべきだという御要望もいただいているところであります。

私は答弁で申し上げているのは、これは一応25年度までのマニフェストとして行っている事業でありますということと、もう一つは、やはりしっかりと検証するというのも必要であろうと思うんです。ただいま渡辺委員からお話のとおり、100万円から200万円のリフォームの方

がおよそ70%であります。しかし、それ以上1,000万円程度の多額のリフォームを行っている方の中にはいるわけであって、いろんな検証をしながらこの問題を26年度以降どうするのかを進めたいと実は思うんであります。今日までのトータルでいきますと、住宅のリフォーム、住宅の新築、店舗の改修、この3つの事業含めると、現段階では722件が利用されて、補助額が2億2,500万円補助しています。総事業費が24億7,000万円ありますから、10倍以上の経済効果が間違いなくこの地域の中で出ていることは、もうこれは論を待たないわけであります。ですから、そういった意味では、これからもこういう衣食住に関しては極めて生活する上で重要なものでありますし、今後もこれをしっかり継続できるのかどうかということも含めて、多くの議員の皆様方からも各団体からも要望ございますから、御提言をしっかりと受けとめて、今後検証して対応していきたい、このように考えているところであります。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ありがとうございます。新築及び改修促進助成事業については、質問をこれで終わりたいと思います。ぜひ前向きに検討していただければと思います。

最後の質問ですけれども、融雪施設設置事業について質問いたします。これも時間がございませんので、簡潔に質問させていただきたい。

まず、この事業、これは助成事業ではありません、貸し付けということなんですけれども、これ今までの土別の実績をお知らせいただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 加藤土木管理課主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） お答えします。

融雪施設設置資金貸付制度の利用実績であります。開始しました平成10年度は16件、11年度12件、12年度11件、13年度10件、14年度6件と年々減少し、ここ近年では20年度1件、21年度はゼロ、22年度1件で、23年度については2件の申請がありましたが、貸し付けには至りませんでした。今までの貸付総件数は77件であり、融雪施設別では、融雪槽40件、ロードヒーティング35件、ルーフヒーティング2件であります。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

今お話ありましたけれども、該当するのがロードヒーティング、そして融雪槽、これは機械式ですね、機械式の融雪槽、灯油とかそういうのが使われるんですけれども、それとあとルーフヒーティング、これは屋根につけるヒーティングですね。これは、今お話あったとおり、最初、もう10年以上前は結構な件数あったんですけれども、ここ数年は実質ほとんど利用されていないという部分です。そして、私も建設業の仕事をさせていただいているものですから、いろいろお客様回りもするんですけれども、実質やはりこれだけ灯油が高くなりますと、設備をつけても使えないという話なんです。設備、当時も200万円、300万円とか規模によってはかかるんですけれども、実質使われないということは、これ本当に助成しているわけではないで

すけれども、余り意味がないのかなという気がしています。そして、電気に関しましても、今これから節電、節電とも言われる時代ですから、なかなか使われないのが事実なところですよ。

それで、以前も議会で質問があったかと思うんですけども、地下水はどうして対応できないのかということで、この辺をちょっとお聞きしたいんですけども、今の段階でも地下水は該当していないことになっております。それで、今後、地下水をいろんな調査、地質調査、民間の業者でやっているところもありますし、土別もボーリング専門でやっている業者さんもいらっしゃると思います。その辺も踏まえて、今後どうしてもこれは対応できないものなのか、その辺をお話しいただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 加藤主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） お答えします。

当市では、地下水利用型及び融雪施設、本体が移動可能な機種については、現在対象外とさせていただいているところなんですけど、平成9年に市内の地下水使用状況の調査を実施しております。地下水使用件数は147件であり、そのうち融雪用としての目的が132件でありました。現在も使用しているかの調査はしておりませんが、数多くのボーリングがされております。深さについても、浅いところで5メートル、深く掘削しているところでは150メートルとさまざまあります。使用期間も12月から3月までの間、24時間使用がほとんどであります。

地下水方式は、新しく井戸を掘ったときに、その影響で近隣の既存の地下水が出なくなったり、また逆に近隣に井戸が増えると水量に影響が出て、またボーリングを要したり、水源の深さが変わるとそれに対応できるポンプに交換しなければならなくなるなど、水源の問題がございますので対象外としているところであります。近隣のトラブルの原因となる場合もございます。また、大方の市町村の事例におきましても同様に地下水方式は対象外とされている現状でもあり、対象にすることは難しいと判断しております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） 現状では今そういう状況で、確かにほかの自治体でもなかなかそういうこと、地下水を認めているところは、前例ないのではないんです。ただ、やはりこれから土別も豪雪ですから、今年度みたいに、また雪の多い年になりますとまちの除排雪に関しましても、実際道路の除雪をしているんですけども、なかなか敷地内の雪を出すというケースも少なくないと思うんです。そういう部分で市民の意識づけという部分も含めまして、選択肢を増やしていただければいいなというのがあるんです。

先ほど今できない理由の中で、地下水を使うことによって近隣に迷惑がかかる場合があるというのもあるんですけども、例えば融雪溝みたいな感じで大量にくみ上げれば、これ話別ですけども、一般住宅の場合は大体小さい本当に小型のホームポンプみたいな感じなので、それが原因でどうなったこうなったというのは私、正直聞いたことが余りありません。そういう部分を含めて、今後今の段階でもう無理というのではなくて地下水を何とか使っていけないの

かという部分もぜひ調査、研究していただきたいと思うんですけれども、その辺は今後やっていただけるでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 半沢課長。

土木管理課長（半沢 勝君） お答えいたします。

今委員さんのほうからお話ございました。これもたびたび議会のほうでもお話出ているのですが、地下水による融雪方式というのは非常に有効だという反面、水枯れの問題、効率的な運用ができるかどうかちょっと不透明な部分もございます。ということで、うちの制度の中では適用除外とされております。けれども、今後地下水方式も循環させるなど環境に優しいようなものもどんどん技術開発でだんだん出てきていると思いますので、そういうものも含めて、今後、他の市町村の事例なども参考に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 渡辺委員。

委員（渡辺英次君） これで質問終わります。ありがとうございました。

委員長（井上久嗣君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時01分休憩）

（午後 1時30分再開）

委員長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 総括質問を行います。

初めに、土別市障がい者福祉計画案についてお聞きしたいと思います。

ここに土別市障がい者福祉計画案というのがありますが、これはパブリックコメント用ということで配付されてきております。これ期間限定なんですけれども、25年度から29年度ということで。パブリックコメントを行ったようですが、全然コメントはなかったということでした。

先ほども渡辺委員が質問されたように、パブリックコメントの取り扱いというのは、私も一言言わせていただきますけれども、意外といいかげんでないかなと私は思います。というのも、ホームページには載っています。ですが、ネットでは見えますが、ネットのない人がパブリックコメントを書こうと思って役所に来て、これがどこにあるのかわからないと、置いている場所がわからないというような状況です。生涯学習センターいぶきにもあるというので行ってみましたが、いぶきもあることはあるけれども、落とし物とかいろんなものの中にこれがぼんとあって、ちょこっとパブリックコメントと、こういうような置き方では全然だめだということを一言言っておきます。

それで、この土別市障がい者福祉計画、もう一つ第3期土別市障がい福祉計画、障がい福祉計画のほうは24年度から26年度、こちらの新しい障がい者福祉計画は25年度から29年度というふうになっております。ただ「者」が入っているか入っていないかだけなんです。「障がい者」か「障がい」かの違いだけなんですけれども、まず、初めに確認しておきたいと思います。この2つの計画の違いは何なのか、どういう目的でそれぞれこうやって別々にできているのか、それぞれが目指すところは違うのか、そこら辺のところを簡潔に整理してお答えください。

委員長（井上久嗣君） 古川福祉課主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

まず、第3期土別市障がい福祉計画は、障害者自立法に基づいた市町村障害福祉計画を策定したものであり、障害福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に限定された計画であります。一方、土別市障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画であり、障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示した全般に及ぶものであります。

次に、その目指すところは異なるのかという問いですが、全ての市民がお互いに思いやり、生き生きと生活し、社会を支えあう、社会福祉の実現を目指す地域福祉社会、地域福祉計画として目指すところは同じです。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 説明しなさいと言っても難しいかもしれませんがね、これは。目指すところは同じですね、これは。ほとんど同じです。それで、障害者が自立して健常者と一緒に社会で生活ができる、いずれもこれは共通してここにのっていることは、障害者が地域で生活するための支援策の具体的なことがいろいろのっています。例えば相談事業だとか成年後見人制度だとか、あるいは交通の移動支援、道路や何かのバリアフリーとかいろいろのっています。

それで、この障がい者福祉計画、今つくりつつあるこの計画についてお聞きしたいんですが、ここに自立して生活するための支援事業として、情報・コミュニケーションの支援事業というのが大きく掲げられております。そのことについて何点かお聞きしたいと思います。ここには3つのっているんですよ。1つはICT、日本語でいうと情報通信技術、それから点訳や朗読奉仕、それから手話通訳や要約筆記、こういうようなことを大いに活発にやりますという計画なんです、これは。それで、それぞれこの3つについて今現在、これは計画ですけれども、今現在ICTはどんなふうに障害者に対して活用されているのかということです。それと2つ目は、点訳や朗読奉仕員の養成となっていますので、具体的にはどういうことをやっているのか。視覚障害者へ支援をしていると思うんですけれども、今現在どうなのかということ。3つ目は、手話通訳者、要約筆記者の養成というのもあります。これは、聴覚障害者への支援です。これもどのように今やっているのか。今現在やっているこの事業の状況を教えていただきたいと思っております。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

まずICT、いわゆる情報通信技術は現在において活用されておりませんが、次年度において障害者や高齢者の緊急通報装置にICTシステム機器の導入を図ります。イメージといたしましては、センサーで検知した異常を装置が自動で通報し、登録された家族等に連絡し、安否確認を行うものであります。今後においても、誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化の推進に努めます。

次に、点訳や朗読奉仕員の養成とありますが、視覚障害者への支援として、声の図書や朗読奉仕に携わるボランティア団体、個人への支援を行っております。

次に、手話通訳者、要約筆記者の養成とはのお尋ねですが、聴覚障害者への支援として手話通訳活動団体、また個人への支援及び手話通訳者の派遣、講習会を行っております。また、庁内窓口への耳マークの設置により筆談対応をしております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 1番目のICT、これはこれからの話ということですが、2番目の点訳、朗読奉仕、声の図書ボランティア団体へ支援しているというけれども、どんな支援をしているかを聞きたいんですよ。具体的に1番と2番、具体的にどんなふうに支援しているか教えてください。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） 今のところ、手話講習会のみとなっております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 手話講習会はやっている。手話講習会は市が主催して講習会やっているのですか。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） そのとおりでございます。市が実施しております。

委員長（井上久嗣君） 川村保健福祉部次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 若干の補足になりますけれども、手話講習の開催については市が直接実施して、手話通訳の会のほうに委託をしながらやっているところです。ただ、手話通訳者の派遣事業につきましては、各種会議ですとか、そういった事業が開催される際については、手話通訳者を派遣する費用を予算化して派遣しているというような状況になっております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 養成の講習なんかは市が主催してやっている。では、今年度というか24年度、何度ぐらいやっているのですか。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） 手話講習会につきましては、6 回行っております。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 社会福祉協議会でも、ボランティア活動として手話をやっている人などは自分たちで講習会を毎週 1 回開いて勉強したりしているということも聞いておりますが、それとは別なんですね。

委員長（井上久嗣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 社会福祉協議会のボランティア養成等に係る助成の関係ですけれども、これについては福祉のまちづくり事業ということで、社協に対して年間210万円ほどの助成をしております。その210万円の中でそういった手話講習会、それとかボランティア等の育成にその一部を充てているというような中身になっております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それは社会福祉協議会のほうの養成講座とか勉強会ですが、もう一度確認しますが、市がやっている養成講習会 6 回、これはまた市の予算で別にやっているということですね、そういうふうに解釈していいですね。

委員長（井上久嗣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） そのように、市が独自にやっているという事業になっております。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、この計画にのっていますこれからの 5 年間の計画で、この 3 つの項目、先ほど 1 番の ICT については緊急通報を導入したり何だりするのだということをおっしゃっていましたが、そのことも含めて、この 3 つの事業についてこれからどのように取り組む計画か教えてください。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

関係団体や当事者との積極的な情報交換を図り、今後必要な要望事項については協議の上、進めたいと思っております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 具体的に、例えば点訳、朗読奉仕員の養成はこんなふうにしますよとか、そういうことではまだないのですね、そうしたら、これからの話なんですね。そうですか、しようがないですね。いいです、そしたら。

これの予算額、この計画にのっている、これからやる、取り組むセンサーとかも、センサーなんかは具体的ですけれども、ほかの部分でも、これらの予算額は幾らなんですか、ちょっと聞いておきます。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

手話講習会、手話通訳者の派遣等で15万9,000円です。そのほかに、先ほどお答えいたしました社会福祉協議会への福祉ボランティア補助金210万円についても、それらの内容が含まれております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 社会福祉協議会に210万円助成するんですけども、前の年度も210万円、全然変わらないんですけども、この計画をつくって、さあやるぞという割には意欲がこの予算に反映されていないと思うんですけども、社会福祉協議会のほうへの助成金ですね、補助金というか、210万円だったら今までどおりの通り一遍のことしかできないのではないかなと思うんですが、そこら辺の考え方を教えてください。

委員長（井上久嗣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 確かにここ数年、210万円の定額補助というような状況になっております。ただ、今、社会福祉協議会との中でも協議をしながら、事業のあり方等見直しの中で協議をしながら、この210万円が有効に活用される方向性についても今後十分に協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） もう一つ、自立支援の事業として、日常生活用具の利用促進というのがあります。日常生活用具ということなのですが、一体どんなものが給付されるのか。これは対象が重度な障害者というふうに、いろんなものを見ましてもなっているんですけども、そこら辺、対象者の条件というのはどういうものかというものも含めて、どのような用具が支給されるのか、本市では今現在、どんなような用具が利用されているのか、そこら辺も含めてお聞きしたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

給付対象品目については、特殊ベッドやマットなどの介護訓練支援用具、また入浴補助用具などの自立生活支援用具、また電気式たん吸引器などの在宅療養等支援具、またパソコン周辺機器などの情報意思疎通支援用具、また畜便袋や畜尿袋、いわゆるストーマ装具などの排せつ管理支援用具と住宅改修費、合わせて40品目になります。

次に、これらの使える条件ですが、対象者の条件につきましては、必要とする用具の品目により異なります。例えば特殊ベッドですと、対象者は、下肢または体幹機能障害2級以上とありますが、特殊マットになりますと1級だけに限られます。また、ストーマ装具の対象者は、膀胱または直腸機能障害4級以上となっておりますが、紙おむつ等になりますと、高度の排便

もしくは排尿障害の者となり、対象者はそれぞれの状態により異なります。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 近年使われている主な補装用具ということになりますと、23年度実績で申し上げますと58名、24年度で63名の利用者がございます。その中身につきましては、排せつ管理支援用具でありますストーマ装具が主なものとなっているほか、ただいま御説明を申し上げました特殊マット、たん吸引器、頭部保護防具などの利用があるところであります。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） これは、利用料はどのようになっているのかということ、軽減策は当然あるんじゃないかと思いますが、そのことをお聞きしたいと思います。

もう一つ確認しておきますけれども、もしこの日常生活用具の何かを必要だと、使いたいといった場合は、土別市ではこの40品目のあらゆるものを給付してくれるのかどうかということも確認しておきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） まず利用料ですが、利用者の負担料金につきましては原則1割でございます。ただし、生活保護世帯に属する世帯と市民税非課税世帯は無料となります。

もう一つの御質問、品目については国の指定品目に加え、実施主体であります市町村の判断により必要な給付用具として追加できることから、全てのものが対象となります。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 先ほどの人数は、23年度58名、24年度68名とおっしゃいましたけれども、これは延べ人数というふうに考えていいんですか、それとも58人の方がそれぞれいるんなものを利用していると考えていいんですか。

委員長（井上久嗣君） 川村次長。

保健福祉部次長（川村慶輔君） 今申し上げた数字につきましては、実人員でございます。日常生活用品を利用された方の人数です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 先ほどのお答えで、土別市民の重度の障害を持った市民の方が利用されているこういう日常生活用具というのは、それほどびっくりするような高いものとか変わったものを使っているわけではないんですね。主にストーマといいますか、大腸から袋が出たりというような、皆さん御存じの糞便袋とか紙おむつ、これの利用がすごく多いんですけれども、特に私たちが考えつかないような値段の高いものなんかも利用している方というのはあるのでしょうか。もちろんお名前はどうでもいいんですけれども、そういうような重度な障害の方というのはどれほどいらっしゃるのでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

例えば、身体障害者手帳3級の方で音声機能障害の方がいらっしゃいます。その方の利用している品目としては、人工咽頭、値段にして約7万円です。そのほかに電気式たん吸引器、値段にして約5万6,000円でございます。そのほかにネブライザー、これは薬を粉末にして吸引する機器なのですが、この値段が約5万6,000円でございます。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） このように高価なものをずっと生涯使わなければならないというような障害の重い方々、ぜひともこの日常生活用具、どんどんと必要だというものは貸すか使っていただくか、やっていただきたいと思います。今年1月に道議会で日本共産党の真下道議が地デジ対応のラジオ、これをこの日常生活用具に加えてはどうかというような質問をして、道のほうでもいいですと、加えるというふうな答弁をしているんですが、このラジオは本市でも給付対象の中に、生活用具の中に入っているんですか。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

現在は用具の中には入っておりません。しかし、視覚に障害のある方々の情報入手手段として大変重要なことから、本市においても日常生活用具対象品目として今後措置していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それで、本年4月から障害者自立支援法が、名前が変わっただけのような気もするのですが障害者総合支援法と、そういうものになるといいますが、この自立支援法から総合支援法、一体どこが、何が、どのように変わったのか、いいほうに変わったのかどうか、障害者の要求や願ひに応えたようになっているのかどうか、そこら辺を説明してください。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援できる趣旨に、次に上げる5点においてどのように改善されたのかを御説明いたします。

まず、1点目ですが、障害者自立支援法に規定していた法律の目的規定を改正し、基本に理念を創設することにより、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法といたしました。

次に、2点目ですが、障害者の範囲の見直しがありまして、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等が追加され、障害の変動などにより身体障害者手帳の取得はできないが、一定の障害がある方に対しても障害福祉サービスを提供できるようにな

ります。

次に、3点目ですが、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として障害者に対する理解を深めるための研修、啓発等が追加されました。

次に、4点目ですが、障害の重さではなく、支援の必要性の度合いの区分として、今までの障害程度区分を障害支援区分に改めます。

続いて、5点目ですが、共同生活を行う住宅でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護、いわゆるケアホームですが、これが共同生活援助、いわゆるグループホームですが、これに統合されます。

続いて、障害者の声に応えたものになっているかのお尋ねですが、本法律の目的において、旧法では障害者の自立の表記から障害者の基本人権を有する個人としての尊厳を明記するとともに、全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるなど、6項目の基本理念が新たに創設されたことから、障害者の意見を反映した法律であると理解しております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はい、わかりました。わかりましたが、1点、この自立支援法が総合支援法になっても、肝心の障害者の方々が長年求めている応益負担、その部分では何も変わっていない。障害者が働いたらお金をもらう、だけれども、そこにまたお金を自分たちの負担分は払うというような、そこが何も変わっていないということで、これは障害者たちには納得いかない法律になっているということを一言加えておきます。

それで、障害者の範囲に難病の方が加わった、これは喜ばしいことですが、では難病、これはどういう疾患を言うのか、全部言わなくてもいいんですけども、例えばみんなが知っているような、こういうものというようなのをちょっと教えてください。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

難病等に追加された疾患は130疾患と関節リウマチであります。主なる疾患といたしましては、神経・筋疾患分類では脊髄小脳変性症、また筋委縮性側索硬化症、パーキンソン病が挙げられます。次に、骨・関節系疾患分野では後縦靭帯骨化症が挙げられます。また、聴覚平衡機能系疾患分類ではメニエール病などが挙げられます。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 疾患では130もの難病の疾患が対象になったということです。それで、これが4月から動き出すのですけれども、この法律は、では本市の25年度の予算では、これらの日常生活用具への予算枠はこの難病も含めて考えられているのではないかと思うのですが、まずそういう考え方でこの日常生活用具への予算額は立てられているのかどうかと、予算額も

教えてください。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

平成25年度の日常生活用具の予算額は790万7,000円でございます。難病含めての予算額かとのお尋ねですが、難病である対象者の情報は保健所が管理しています。当初予算の要求時、保健所に情報提供を確認いたしましたが開示できないとのことから、対象者の人数、状態は把握していない状況であります。このことから、今後、現行予算で対応いたしますが、情報提供により利用者が拡大し、予算に不足が生じた場合には補正予算等で対応したいと思います。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひとも、こういうことになったんだよと、障害者のサービスを難病の方も受けられますよという情報を早く市民に知らせていただきたいと思うんですけども、これらの情報周知の取り組みはどうなっていますか。

委員長（井上久嗣君） 古川主幹。

福祉課主幹（古川 優君） お答えいたします。

4月1日号広報しべつ発行にあわせて情報の提供をまず図ってまいりたいと思います。また、ホームページ等による情報提供も努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひとも早く広くみんなに伝わるように取り組んでいただきたいと思いますが、一つ私のほうからお願いをして、ここの部分の質問は終わりたいと思うのですが、ホームページです。今あるホームページ、保健福祉課のほうでつくったのかどうかは知りませんが、今あるホームページあけますと非常にわかりづらいんです。何か知らないが、ほかのまちと比べてもわかりづらい。そして、使える日常生活用具の種類が全部は出ていないんです。ほかのまちだと、クリックすると、もうだっと表になって、下肢何級の人は何とかとって金額とかと全部出ているんです。だから、私はぜひともこういった大事な市民に利益のあるような情報は、きっちりわかりやすく発信していただきたいなと思うのです。

特に足の悪い人は外になんか出られないのですから、それこそさっき言いましたICTの活用、パソコンを使ってネットを使って、そして情報を得るのですから、まずわかりやすく詳しく出していただいて、申し込み書をわざわざ役所にいらっしゃいと、役所に来なければ出さないよではなくて、確定申告だってできる時代ですから、どんどんとわからないことはメールでお聞きください、申し込み書もネットでいいですよ、そこら辺までやっていただきたいな私は思うのです。

これは、保健福祉のことだけに限りません。土別市のほかの課もいろいろあけて見ているんですけども、一様にわかりにくくなっておりますので、ぜひともこの際、4月の新年度にな

って、みんなでぜひとも相談して、わかりやすい市民本位のホームページ作成に腰を上げていただきたい、そういうことを求めておきます。回答は要りません。

では次に、指定管理についてお聞きします。

初めに、指定管理についてですが、議案として上がってもきています土別市朝日農業者トレーニングセンター及び勤労者センター、これの指定管理者指定について何点かお聞きしておきたいと思います。

まず、朝日の農業者トレーニングセンターについてですが、これは25年度だけの事業計画が上がってきておりましたが、先ほど菅原委員の質問の御答弁でわかりましたが、これは今回限りなんだと、25年度限りなんだということなんですが、そこら辺のところ、なぜそういうふうになったのかということの理由等々もお聞きしたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 漢地域教育課長。

地域教育課長（漢 幸雄君） お答えをいたします。

本件の契約につきまして1年間という期限の理由でございますが、もともと今回の指定管理につきまして、朝日農業者トレーニングセンターと宿泊合宿等での宿泊で利用いただく地域交流施設との一体的な管理運営を行うことで、より効率化を目指したいということが根幹にございまして、そのためには、さきに平成23年度から3年間の指定管理になっております先行の契約とあわせまして、25年度末に一括化することでの契約をただいまのところ予定しております。したがって、今回トレーニングセンターだけで1年間だけという特殊要件は、今のところ、このタイミングの1回のみというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それから、この収支計画書、それから積算内訳を見せていただきましたけれども、ちょっと説明していただきたいんですが、年間1万4,000人の利用者と言っています。先ほどのそれこそまた菅原委員の質問に対する御答弁でわかったんですけども、スポーツ合宿に23年度、45団体で2,396人使っているんだよということなんです。23年度の利用全体が1万4,753人利用している。では、合宿の利用したのを差し引いた残り1万2,357人が一般の市民の利用なのかというふうに考えていいのかどうかということと、一般の利用者は使用料を取ります、お金を払うのですが、ここでは25年度の予算の積算の内訳では、利用料金収入が14万5,000円を計上されています。それで1万4,753人の利用で、これはどうなのかな、こんなものかなと思うんですが、ちょっとここをわかるように説明してください。

委員長（井上久嗣君） 長南地域教育課主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） お答えをいたします。

ただいま御質問のございました23年度実績で利用人数がトータルで1万4,000数百名いらっしゃいますが、この中で使用料としていただいている部分につきましては、実はトレーニングセンターの利用の設定が、当日だけ使えます午前利用券、それから午後から使えます午後の利

用券、それと夜間御利用いただける夜間利用券、それから6カ月間御利用いただける6カ月間の定期券がございます。この6カ月券につきましては購入日から6カ月間、何日間使っていただいても料金は1,000円という設定してございますので、そういった方の御利用がございます。

23年度の実績でいきますと、当日だけ御利用いただける午前、午後、夜間の御利用の方が約780名ございました。それから、6カ月間御利用いただける利用券を購入された方が118名ほどいらっしゃいました。その利用の内訳につきましては、当日券の778名プラス6カ月間御利用いただける方が年間でおおよそ8,800名ほどの御利用がございました。それに合宿の利用者の2,400名、それから減免といたしております小・中学生の利用が1,500名程度、それから合宿でアリーナ以外、トレーニングセンター等々を御利用された方が約600名ということで、トータルで1万4,000名の方が御利用になっております。

収入の14万円の内訳については、以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はい、わかりました。

それで、ここの指定管理料は1年で約1,000万円になっています。それで、この積算内訳の委託料、周辺環境整備（草刈り）となっていますが、ここに40万7,000円と計上されています。これはちょっと高いのではないかと一瞬思いましたが、まず、どこへ委託されて、これは年何回ぐらい、どんなふうに草刈りをされて、これだけのお金が必要なのかということと、もう一つは役務費、役務費に屋根の氷落としとして10万円、これもどこへ委託されて、どういうふうにされたのかというようなことをお聞きしたいんです。というのは、勤労者センターとかほかの指定管理の似たようなところを見ても、こんな大きな金額は、この草刈りの中に除雪が入っているのかどうか私は確認していないんですけれども、そこら辺の説明をお願いします。

委員長（井上久嗣君） 長南主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） お答えをいたします。

最初に、周辺環境整備の草刈りの関係でございますが、実はこのトレーニングセンターにつきましては、建設当時の計画で増築も視野に入れて敷地をかなり広くとってございます。増築部分の敷地を含めてとってございまして、面積にいたしますと約3,200平方メートルほどの現在草刈りを実施しているところでありますが、周辺につきましては全て芝生を植栽をしております。そういったことも含めて、面積が広いこと、それから芝刈り機が必要なこともございまして、委託先は土別市のシルバー人材センターへ委託をしております。回数につきましては、5月から9月まで5カ月間の間に8回の草刈りを実施しているところでございます。

次に、屋根の氷落としの関係でございますが、これにつきましては、気象条件によりますが、年冬期間の間に2回を予定してございます。これにつきましては、アリーナの軒先の氷、つらら落としが主になるわけですが、アリーナの軒先までの高さが地上から8.8メートル、それから最上部になりますと14.5メートルという高さになっているものですから、やはり素人では到底できないというようなことで、市内の業者に状況を見ながら実施をしていただいているとこ

ろでございます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この金額と、それからこの状況、市はきちっと把握していると思いますから、市が見てオーケーということになったんだとは思いますが、それで、収支計画書、私どもにいただいた資料によります収支計画書の委託料、内訳は、電気設備、消防設備、ボイラー保守点検等で64万9,000円計上されております。電気、消防、ボイラー保守点検ということです。それで、積算内訳のほうを見ますと、委託料は同じ64万9,000円なんですけれども、内訳ですから。そうすると、ここでは周辺環境整備、さっきの草刈りも入っています。ボイラー保守点検、トレーニング機器補修、電気保安業務で64万9,000円で、この内訳には、先ほどの計画書の内訳に入っていた消防設備保守点検は入っていません。入っていないけれども、64万9,000円で同じなんです。消防は役務費に入っています。消防は6万円役務費に入って、数字は全部合っているんですけれども、計画書と。これはどうしたのでしょうか、ちょっと説明してください。

委員長（井上久嗣君） 漢課長。

地域教育課長（漢 幸雄君） お答えをいたします。

ただいま御指摘の役務費と委託料の内訳でございます。ただいま小池委員のほうから御指摘がございましたように、そこの集計表になっております収支計画書のほうの内訳に書いてあります項目が、実際の積算資料の中のものとは入れかわって段違いになって、そこに記載されております。まことに申しわけないと思いますが、内訳でまいりますと、役務費のほうに電話料、重油地下タンク清掃漏えい検査料、ボイラーの洗管整備、消防設備の保守点検で、先ほどの屋根の氷落とし、合わせまして36万5,800円。委託料のほうにつきましては、先ほどの草刈り、周辺環境整備の草刈り、ボイラーの保守点検、トレーニング機器の保守点検、電気保安業務の管理というふうになっておりまして、まことに申しわけございません、ここは欄が違って収支計画書の内訳のほうにのっているというふうに思います。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 単なる記載の間違いということですので、これ以上はどうということはないんですけれども、計画書を受けた側の市のほうのミスだと思いますので、慎重にやっていただきたいなと思います。

もう一つの土別市勤労者センターの指定管理者の指定について何点かお聞きいたします。

今回、上がってきている25年度から27年度の指定管理料は633万4,000円となっております。21年度から23年度は451万9,200円ということで、結構上がってきています、指定管理料も。年々いろんな物の値段も上がっているのが大きくなってきたのかなと思いますが、そしてこの人件費です、今まで人件費なんてなかったのが、賃金として18万円掛ける12カ月掛ける70%というのが入っています。これが162万円で、結構これで押し上げているのかなと思ったりも

しますが、そこでお聞きしたいのは、この人件費が今回からここに入ってきたということ、今まで入っていなかったのですから、入ってきた理由も含めて、この指定管理料金が少し上がってきているということの理由も教えていただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 藤田商工労働観光課主査。

商工労働観光課主査（藤田昌宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

士別市勤労者センターは、財団法人士別中小企業勤労者福祉協会を指定管理者として指定しております。同財団法人は、勤労者センター内に事務局を設置しまして、事務局長は指定管理業務と勤労者福祉協会事務を兼務しております。平成23年度までは指定管理料には施設管理に係る人件費を含まず、勤労者福祉協会の運営費補助金として支出していたものであります。このことから、平成24年度の指定管理者の選定時において指定管理に係る人件費を算出することが適切であると判断しましたことから、勤労者福祉協会運営費から事務局長分の人件費を減額し、同額を指定管理料に算入したことにより増額となったものであります。また、平成25年度から平成27年度までの指定管理料につきましても、同じ考え方から増額となっているものであります。

以上になります。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） さっき私は間違ってしまったかもしれません。賃金月額18万円掛ける12カ月掛ける75%となっております。で162万円です。それで、今の御説明ですと、この事務局長さんの賃金を中小企業勤労者福祉協会のほうとこちらの勤労者センターとで出すという形だということで、それでこの75%は勤労者センターのほうで、残り25%は協会ですと、そういうふうな取り決めでやり出したんだと思うんですが、私は詳しいことはわからないのですが、こういうやり方はよくあることなんですか。

委員長（井上久嗣君） 井出商工労働観光課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） 当初、この人件費につきましては、全て協会の運営費というような形で支出補助をしていたわけなんですけれども、あそこの施設を指定管理をするに当たって、人件費がないということにはならないのが正しいことではないかというような判断のもとで積算をいたしまして、協会の事務局の中で事務をとられる事務量なんかも参考にさせていただきながら、こういうような状況で分けて、それぞれ支出したというふうな形になっております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それはよくあることなんですか。

委員長（井上久嗣君） 井出課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） 例としては同じ団体が同じ事務所の中に入っているというのは余りないようには思うのですが、今回につきましては、そういうような考え方のもとで積算

をさせていただいた状況です。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） もう一つ、委託料です、また委託料。夜間休日管理費171万2,000円、これは夜とか土曜日とかの管理ですね。これは委託ですから、この勤労者福祉協会の人が行っているわけではなくて、これは再委託みたいに下請というかをお願いしている、さっきの朝日の農業センターと同じやり方ですが、どこに委託しているかということと、もう一つ、館内清掃もどこに委託しているか、まずお聞きします。

委員長（井上久嗣君） 藤田主査。

商工労働観光課主査（藤田昌宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

勤労者センターの夜間、土日の休日管理につきましては、社団法人シルバー人材センターに委託しております。館内清掃につきましては、土別浄化工業株式会社に委託しているところであります。

以上になります。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 館内清掃は133万7,700円掛ける70%という、この70%とは何なのかを説明してください。

委員長（井上久嗣君） 藤田主査。

商工労働観光課主査（藤田昌宏君） ただいまの質問にお答えします。

勤労者センターの館内清掃につきましては、施設全体で委託契約をしております、施設の使用頻度から算出いたしまして、事務局を設置している勤労者福祉協会が日常業務に使用する部分、事務所部分になりますが、そちらを30%、指定管理に係る施設使用分を70%として積算しまして、それぞれ指定管理料と勤労者福祉協会運営費のほうから支出しているものであります。

以上になります。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） こども先ほどの事務局長と同じように分けて、それぞれ協会のほう、そしてこっちのほうというふうにして出すという形をとっていますね。これが正しいことなのかどうか、私はわかりません。残念ながらちょっと勉強不足でわからないのですが。先ほども農業者トレーニングセンターあるいは勤労者センター見てきましたけれども、どの施設も人件費と委託料がもうほとんどを占めているんですね、この指定管理料というか、この歳出の予算の中で。ここでこんなにたくさん委託料が占めているということ、そして割とあやふやというか、何か一定基準のもとに、これは法的に問題ないんだとはっきり言えないような状況の中でいろんなことが行われているんですけれども、私はまず確認しておきたいのは、こういういわゆる再契約というのですか、指定管理者が更にその下と契約するというような、お掃除だとか夜間

の管理だとか機器保守ですね、機器保守というのは専門的、本当に専門的だから誰でも彼でもできないとは思いますが、こういうのは指定管理制度で問題はないのかどうか、そこをひとつ確認しておきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 青木総務課主幹。

総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

まず、指定管理制度についてであります。平成15年の地方自治法の改正によりまして、これまで管理委託制度にかわって創設されたものであります。従来は行政処分として地方自治体が行っていた利用許可権限など施設に関する管理、権限をこの指定管理者に委任し、指定管理者みずから判断で自主的に管理業務を行うという目的でありました。この清掃や夜間管理などの再契約については、指定管理者が行う業務の全てを第三者に委託することは、制度の趣旨から当然できないことではございますが、清掃など業務の一部を委任することが施設を管理する上で効果的、効率的な運営ができ、かつ経費削減につながると見込まれる場合は、何ら問題はございません。また、委託契約等についての部分であります。指定管理者制度の目的からも、この辺は施設が有効的に使われるという意味合いでは問題がないといったことではございます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 再契約ということといえば、指定管理者が全部丸投げしてはいけないと、それは常識的にわかります。一部清掃だとか管理とか、そういったものはいいんだよということになっているということですね、そしたら。市が指定管理者に任せるということは、その中身はやっぱり経費削減が大きな目的だと思うんですよ、1つは。それが全部ではないですけども、経費削減が大きな目的だと思うんですが、このように再委託がまかり通れば、再委託されたその事業所で働く人たちにもっときつい、低い労働条件が押しつけられると、そういうことになるんですよ。これはどう考えても、そういう仕組みだからなるんですよ。指定管理事業者が効率よく経済的にお金かけないでやるといったら、やっぱりそういうふうにならざるを得ない寄せが来るんですよ。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、指定管理者と再委託事業者との間、具体的に言えば、勤労者センターのこの福祉協会とシルバーとの間に契約がなされているのか、ちゃんと契約がされているのかどうかということが一つ問題だと思うんです。更に、指定管理者のほうにそういうところとの契約が、入札をするとかあるいは随意契約をするとか、何かそういう基準、決まりを持っていてやっているのかどうかとか、そういうことを市はちゃんと把握されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 青木主幹。

総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

基準等についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者の制度の目的からも契約の手法などについては指定管理者が判断すべきものであると考えております。とは申

しましても、施設設置者としての責任は本市にございます。こういったことから、当該管理業務や経理状況に関しては随時報告を求めるなど調査し、必要な指示を本市で出しておる状況でございます。更に、申請の段階等におきまして指定管理者の審査委員会におきまして、予算積算の段階において、あらかじめ委託しようとする業務が、施設のその目的や様態に応じた適切な委託なのか、その積算が正確に積算されているかなどを審査しているところにあります。また、その契約執行に当たっては、適切に処理し、更に市内業者をできるだけ活用するように指導しているところでもあります。更に実績報告を毎年度受けているわけではありますが、その際には担当課において更に再確認をしているといった部分でございます、最低賃金ですとかの確認はしているということでございます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この再委託の場合は、先ほども言いましたように、働く人たちにしわ寄せが来ていないかということと、もう一つは、再委託の業者が夜間管理なんかしているときに何か事故が起こったというようなとき、そういうときに市はちゃんと知らなかったら大変なことになる、市民の健康や命の責任は持てなくなるのではないかとということも心配するわけですけども、今の御説明、御答弁では、きちんとやっているということで報告も受けているということですので、それはそれでひとつ安心はしているんですけど。

そこで、私は一つ要求したいと思うんですけども、ずっと今までいろいろな事業所の指定管理のこういう議案書を何回も見せていただいたりもしましたけれども、やはり一定再委託の対応も含めて、指定管理者の制度を運用する一つの基本的な土別市の考え方、それは基準ですね、土別市の基準、結局その課で適切な対応になったり解釈になったりとか、そういうことに絶対にならないように、いわゆる実務の手続、そういうものを決めた運用のガイドライン、これをぜひつくるべきだと私は考えます。

例えば、先ほど出ましたけれども、地元の業者、そして原則競争入札をする、公募をするんだと、原則。審査委員会も外部識者を入れるんだと。あるいは逆に指定管理者の経営努力をどういうふうに認めていくのかということもあります。経営努力してうまく利益、今出たようなところは利益上がらないけど、仮に利益が上がった場合、それはどうなるのかというような、そういうことも全部ひっくるめて、ガイドラインを策定していただきたい、これは強く思うんです。そして、この基準があれば、それを根拠にしているいろいろな個々の施設での指定管理者を決める、選定する、いろんなことでできるのではないかと思います。それで、個々の施設について、この言葉は合っているかどうかかわからないけれども、設置条例みたいな、そんなようなものがあればもっといいんですけども、運用のガイドラインとともに、今回特に私が求めておきたいのは、老人の福祉施設、先ほども桜丘荘の話が出ていましたが、こういった老人福祉施設についてこそ個々の設置条例、今こそ必要でないかと思うのですが、この運用ガイドラインの策定と福祉施設の設置条例について、お答えを求めます。

委員長（井上久嗣君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） お答えをします。

ただいま小池議員のほうから、運用ガイドラインの策定といった御提言がございました。本市、この15年にこの法改正がありまして、委託制度から指定管理という制度に移行しました。そしてこの制度の研究、勉強をしながら、本市は18年からこの制度を取り入れているところがあります。そして、基本方針、手続等々につきましては条例規則に記して、それに加えまして指定管理者としての選定方法、指定の手続ですとか審査会及び評価についてのあり方、これらといったものは、それぞれ現在までのところ個別の事務マニュアルをつくりまして事務に当たってきました。そして現在、平成18年から丸6年経過する中で、社会福祉施設の顔を持つ総合福祉センターでありますとか、レクリエーション施設としての朝日の地域交流センター、まためん羊工芸館といった産業振興施設など、多様な施設の運営を指定管理によって実施をしているところであります。

この間、この事務の流れですとか審査会及び評価のあり方、リスク分担について、また指定管理者の指定に当たっては、原理原則、公募でございます。そうした中において、地域経済、そして地域の雇用、このようなことを検討しながら改善を加えて、基本的な考え方など検証を繰り返して今日に至っている、そんな状況であります。その成果として、それぞれの個別のマニュアルができていくわけでありまして。

今後におきましては、委員から御提言ございましたとおり、指定管理者のこの制度に対する基本的な考え方、そして事務手続など、さまざまな事案に対してもそれぞれの担当する課であっても、どこであっても一定の対応ができる、速やかに対応できると、そういったような個別のマニュアルを包括的に一本化したガイドラインを作成してまいりたい、このように考えております。

そして、次に御質問がございましたこの設置条例、特に高齢者の施設も計画されているといったことでのガイドラインを基本にした設置条例のお話がございました。これは思うに、この設置条例といいますのは、それぞれの施設が持つ特性、これのサービスの基準であったり、安全の基準であったり、このようなことかというふうには私は理解をさせてもらったわけでありまして、この施設を指定管理する場合については、施設運営の設置目的、基本方針、そして運営業務に当たって、または安全管理面での部分、それから利用の促進といったような一定のサービスの基準を示しました要求水準書というものをもって、これに基づいて指定管理者に申請があった事業所がこの利用者サービスの一定の基準をクリアしているのかというようなこと、それからまた経費の節減対策、どのような効果的な運営を図ろうとする努力がされているのかといったものが審査の重要な基準となります。

それで、こうした要求水準につきましては、お話のありましたような条例といいますか決まり、規則にしまして、がんじがらめにしてしまいますと、時代の流れとともに住民、利用者の皆さんとか入所される皆さん等々のそうしたニーズも変化があることが予想されます。ですか

ら、この要求水準書等々の基準につきましては、更新時に随時見直す、そうする中でその時々  
の市民のニーズに弾力的に応えるといった考えの中で取り組んでいるところであります。

また、特に高齢者福祉施設といったこれからの予定についてのお話もいただきました。この  
ような施設は、大切な市民の生命をお預かりする重要な施設であります。現在、直営で運営を  
しているところですが、その中であって、特に食事面、これは手づくり中心で入所されている  
人のそれぞれの健康状態に合わせた献立等々、それから入浴介助の部分のケア、それから施設  
の衛生面等非常に高い評価もいただいているところであります。そして、この要求水準書の計  
画に当たりましては、こうした評価の高い水準項目については当然継承していく、それに加え  
て民間の発想によるきめ細かなサービスの実践、効率的な運営を図ることによって、より安全  
で安心で安定した施設運営と、こういったものを計画をしているところでございます。

以上であります。

委員長（井上久嗣君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひとも運用のガイドラインは策定していただいて、そしてそれぞれ、言  
葉が私は設置条例というふうに条例を求めましたけれども、規則的なものということで、ぜひ  
これも実現していただきたい、こういうふうに思います。

以上で終わります。

委員長（井上久嗣君） ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時47分休憩）

（午後 3時00分再開）

委員長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

国忠崇史委員。

委員（国忠崇史君） 通告に従いまして総括質問を行います。

テーマは3つあるのですが、まず1つ目のテーマが市立博物館の事業展開について取り上げ  
たいと思います。

2年前に1,500万円ほどかけて市立博物館をリニューアルされたんですけども、その後の  
状況、一応リニューアル前とあわせて入館者の推移を、できればこの5年間程度、明らかにし  
ていただきたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 水田博物館館長。

博物館長（水田一彦君） 御質問にお答えします。

ここ5年間の利用者数は、平成20年度は5,453人、平成21年度は5,050人、平成22年度、この  
年は仮オープンの年だったので6,114人、平成23年度リニューアルオープンの年は7,157人、  
平成24年度、現在の利用者状況は7,200人をわずかに上回る、そんな見通しであります。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 博物館は、昭和56年に今の場所に建ったときで1万8,000人ほど、この年は、いい言い方かどうか分かりませんが、お祝儀という感じだったと思いますが、その後しばらく大体9,000人から1万人程度で、それでリニューアル前に5,000人台に落ち込んで、リニューアルして7,000人台を回復ということになっていると思います。リニューアル後、一度、このリニューアル効果というのは一過性のものかどうかということを一応質問しているんですけども、そのときに、生涯学習部長のほうから、一過性のものではないと考えているという答弁あったんですけども、相変わらず7,000人台何とか、7,200人ほどに届くということで一過性のものではないという認識でいいと思うんですが、それについてはいろんな地道な努力を行っていると思うんですが、概要、どんな地道な努力を行っているらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（井上久嗣君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

どのようなことを行っているのかという御質問だと思うのですが、リニューアル後から順次常設展示の展示品の入れかえを行っております。これは、1回展示がえをしてしまったらそれでもう変えないというわけではなく、順次更新していくことで、新たにお客さんに見てもらおうということを考えております。新年度においても常設展示整備事業ということで、廃校になった学校の校歌が聞けたり当時の写真を見たり、学校のあった場所がわかる地図などが見られる土別の学校の歴史コーナーを設置していこうと考えております。これは、映像が映る画面がタッチモニターになっており、廃校になった学校の名前を触ると、音や映像でその学校を紹介するというものです。

そのほかに、次に特別企画展、これも毎年魅力的な内容の企画展を開催しております、そのほかにも講座やイベントを順次毎年企画しております。新年度におきましては、写真で見る土別のあゆみ展、それから地球環境の今「北海道から北極まで」寺沢孝毅氏写真展を開催していきたいと思っております。

このほかに収蔵資料を活用するテーマ展というのを行っておりまして、例えば端午の節句展や、この節句展に関しては市民から寄贈されます五月人形を毎年数を増やして展示しております。それから、2月から3月にかけてのひな人形展におきましては、みよし市から御殿びななどを借用してひな人形の数を増やして、また、いろんな市民の物を展示するというものをして展示会を開いております。

そのほかに、新年度になります、新規の博物館講座として、多摩美術大学から講師を招き、ふるさと大使小林敬生氏による美術教師のための版画教室や、夏休みに親子版画教室を企画しております。

そのほかに、利用時間の延長や開館日をふやしております。利用時間の延長ということにお

きますと、年3回の夜間開館を実施しております。それと、4月から11月までの夏期期間の祝日を臨時開館しております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 今、概要を紹介していただきましたけれども、私もたまたまこの前、3月2日土曜日に夜間開館、ナイトミュージアムのほうに行ってみりました。当日、天気非常に悪かったですけれども、結構人が集まっていました。やっぱり私なりに考えたら、周辺探索ですか、スノーシューで博物館周辺のふどう公園等を散策すると。そういうプログラムが入っていたことで随分そういうことやってみたいという人も増えたと思うんですけれども、こういうようなナイトミュージアムのときの企画だとか、そういったものというのはどういうメンバーで案を練って、どういうふうに行っているかということをお聞きしたいんですけれども、よろしいですか。

委員長（井上久嗣君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

ナイトミュージアムというのは夜間に開館するイベントとして、協力していただけているのは団体や個人の方がいるんですけれども、雪あかりミュージアムに関しては、団体での協力は博物館ボランティア、土別体育協会の方3人にスノーシューの体験の指導をお願いしております。それと、個人では地域おこし協力隊が運営するインターネット上のブログの呼びかけで市民の有志の方が5人集まっていたきまして、アイスキャンドルづくりを手伝っていただいております。この企画は、日中仕事をしている中で、なかなか博物館へ来館できない方のためや、夜間ならでは博物館のイベントを企画して開催しております。夜間開館は、先ほども言いましたが、3年前から実施しております。年3回実施しております。ちなみに7月、8月、3月と開催していますが、7月のカルチャーナイトという事業は、NPO法人カルチャーナイト北海道が主催するカルチャーナイトに参加し、うちではレコードコンサートや、それから星空観察会などを企画しております。8月のナイトミュージアムという事業名で行っている夜間開館では、月の観察会やホールコンサートなどを企画しております。先ほど3月に行われています雪あかりミュージアムのことを委員のほうからお話ありましたが、この事業名ではホールコンサートやスノーシューをはいて夜の森を歩くナイトウオーキングなどを企画しております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 引き続き、おもしろい企画を楽しめるメンバーでバラエティーに富んだメンバーで練ってほしいのですけれども、土別の場合、いろんな施設が結構地味におもしろいことをやっているだけけれども、やっぱり告知とか広報がいろいろと、何とか告知、広報もちょっと地味で、なかなかたくさんの人に周知できていないという部分もあると思うんです。この予算委員会でも、先ほどから渡辺委員や小池委員がホームページだとかフェイスブ

ックとかるおっしゃっていますけれども、やっぱりこれから博物館もいろんな告知とか広報については、インターネットもどんどん使っていかなければならないだろうなと私は思っているんですけども、その辺はどうお考えですか。

委員長（井上久嗣君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

広報の手段の工夫についてということですが、今までですと、やはり広報しべつへの掲載や市内公共施設へのポスター掲示などが主な方法だったのですが、こういう広報活動をよりもっとおもしろいものに充実させるほか、やはり先ほどからお話に出ていますフェイスブック、またはツイッターなどのインターネットメディアによる新たな周知法を検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ぜひ博物館の企画も、どんどんインターネットの分野で見られるようにお願いしたいと思います。

もう一つ、親しまれる博物館づくりという意味では、博物館独自のキャラクターはどうだろうというふうに思います。名寄市では「なよろう」を「さほっち」におくれてつくったのですが、それと別に、北国博物館のキャラクターがいるということで、着ぐるみまでつくってはいないと思いますけれども、博物館は博物館の北国博物館のキャラクターがいるので、その辺、土別ではどうお考えでしょう、可能性についてどうお考えでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

キャラクターについてですが、委員おっしゃるとおり、なかなかほかの館でもそういうものをつくっていることが多くなりましたので、可能性として市民からキャラクターを募集するか、何らかの方法で話題づくりとなる企画ができるかどうか検討してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ありがとうございます。

ほかにも、もう一つは、この道北地方というか北海道、よくスタンプラリーというものがあるって、一番有名なのは道の駅のスタンプラリーですけども、いろんな商工会というか商工の分野でやっていたりいろいろすると思うんですけども、逆にちょっと最近は乱立ぎみにも思いますけれども、市立博物館としては何らかのそういう観光的なスタンプラリーだとかに参加する意向はございますか。

委員長（井上久嗣君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

スタンプラリーということですが、今後なのですが、可能性として、例えば上川北部の地域

で文化施設を見て回るような、そんなスタンプラリーの企画があれば、ぜひ検討してまいりたいと考えます。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 館内の話はこれまでにして、アクセスの話にいきます。

リニューアル後、しばらくして道北バスのバス停の名前を、最寄りのバス停、従来の「ふどう公園」から「博物館前」に改めたんです。博物館前のバス停からはかつてみたら、博物館まで800メートルくらいあるということで、「博物館入り口」くらいのほうがいいとは思うんですけども、ただバス停を変えたことで、バスに乗っている人はもちろん、その道路を通り過ぎる人も、ああこの近くに博物館あるんだなと気づかせる効果はあったと思うんですけども、ただ実際にあの道北バスに乗って博物館に来る人はどのくらいいるのか、そこら辺は把握されていますでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 佐藤企画課主査。

企画課主査（佐藤寛之君） お答えいたします。

博物館付近のバス停留所名の変更につきましては、平成23年4月に道北バス株式会社のほうに依頼いたしまして、同年6月のダイヤ改正時に2カ所、バス停名称を変更していただきました。1つは、エリア一帯を広く示すような名称でありました「ふどう公園」という停留所名を、最寄りの公共施設であります「博物館前」というふうに変更いたしました。もう1カ所が、既に現土別翔雲高校のほうに移転統合されておりましたが、変更になっておりませんでした「旧土別高校前」という停留所名から「運動公園前」というふうに変更をしていただいた経過がございます。道北バスのほうに停留所名の変更後、その前後における乗降客数について確認しましたところ、特に大きな変化はないということでございました。また、博物館の利用を把握するような具体的なデータというのはつかんではないということでございますが、まれにですが、バスを利用して博物館を訪れるという方もいらっしゃるというお話でございました。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） バス停の名前を変更した効果というのは余りないのかもしれないですけども、ただ直接にはなくても、この近くにあるんだなというので、とりあえずはいいのかなと思います。

つまり、博物館に来る人は大体団体の小学生、中学生以外は自家用車ということになると思うんですけども、そうしたら今度は自家用車で来るときに、どこか道の入り口に博物館という標示だけではなくて、今企画展こういうのやっていると、企画展が結構目玉ですから、企画展で日本版画協会のどうのこうのとかというような、ちょっと標柱の横に設置したらどうか。具体的には、国道走っていて道北日報さんの会社の近くに、博物館こちらという標識があると思うんですけども、ああいうところに企画展何々とか、そういうようなスペースをつくって、

今企画展こういうのやっているんだというのはちょっと提案として一つさせていただきたいんですけども、これについてはどうですか。

委員長（井上久嗣君） 水田館長。

博物館長（水田一彦君） お答えします。

企画展の看板設置についてですが、これまで企画展の看板といいますと、博物館の玄関前に設置していることが多かったのですが、委員おっしゃるとおり、違う場所ということで考えますと、不動大橋の西側の博物館へ上がってくる道路わきに設置することも考えられるのかなと思いますので、検討してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 博物館は、これからも土別の社会教育を図書館と両輪で担っていくこととなりますので、機会ありましたら、また質問させていただきます。博物館の件は、これで終わります。

次のテーマです。エネルギー自給を視野に入れた林業政策をとということで通告しております。

実は、この2年から3年の間、特に震災後、太陽光発電についていろいろ言われています。最初、電田といって、電気の田んぼというようなこと書いて、電田がどうした、その後同じようなメガソーラーがどうしたという話が、土別の場合は、出たり引っ込んだりしています。メガソーラーをここに付けるんだけれども、やっぱり事業者の都合でやめたとか、はっきりしないんですね。ちょっとこの太陽光についても、また機会があったら取り上げたいんですけども、新エネルギー一般について、ちょっと腰が定まっていけないんじゃないかというふうに私は問題意識を持っています。

このエネルギー自給ということ言うと、先月、下川町で、環境未来都市推進国際フォーラムというのがありました。これは、ちょっと人口3,000人や4,000人のまちで開くというのは画期的なことらしいんですけども、土別市からもお1人参加されたということを聞いています。とりあえず、この環境未来都市推進国際フォーラムの概要と感想をお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 私のほうで参加してきましたので、感想と概要ということでお答えさせていただきます。

2月16日なんですけれども、下川のほうで内閣官房の主催で第2回環境未来都市国際フォーラムが開催されました。そのサイドイベントとして翌日なんですけれども、今度は下川町主催で第1回国際森林フォーラムが開催されています。

それで、私、参加させていただいたんですけども、当日ほかにも用事がありまして、残念ながら前半の基調講演とパネルディスカッションだけ聞かせていただきました。その後、直接担当者のほうからお話も伺っておりますので、それも含めてお答えさせていただきますけれど

も、フォーラムには、内閣府の役人の方のほかにパネラーにもなっておりましたけれども、アジア開発銀行、あとOECD、それとかオーストラリアの林業研究所の所長、それら外国の方29カ国から300名の方がお集りになっておりまして、まさに国際的な観点で開催をされておりました。現在、国のほうで新成長戦略の中で環境・超高齢化社会の対応に向けた未来都市、これを日本で先進事例をつくって、国内外にそれを波及することによって需要拡大、雇用創出、ひいては経済の発展につなげたいという考えで開催されております。

この未来都市の選定なんですけれども、東日本震災の復興の支援ということもありまして、その復興被災地区から6都市、そのほか下川町を含む全国の5都市、計11都市が選定されております。これは環境に配慮した未来都市をつくるということで、特に森林だけに限ったわけではありませんけれども、例えば富山のほうでは、公共交通を再編して、そしてコンパクトなまちにして自動車に頼らない、そういうことによってCO<sub>2</sub>を削減すると、そういったまちづくりの観点の都市もありますし、横浜市のほうでは、すぐれた水道技術、下水道技術を持っておりますので、それを今度海外展開して技術力の向上、そして経済の活性化を図りたいというような観点の都市もあります。

ただ、その中でも下川さんのような小さな町と言ったら失礼かもしれませんが、その小さな町が森林に特化して、森林エネルギーで2030年までに町の自給率、エネルギー自給率を100%にすると、エネルギーだけでなくチェーンソーアートとも有名ですけれども、チェーンソーアートによる森林文化を創造する、あるいは森林を使った森林ウォーキングをして、将来的に高齢者の医療費10万円抑制を目指すという、まさに森林に特化して、森林相互のまちづくりをしようという部分のところについては、特に北海道、我々のような小規模自治体で森林が多い北海道の自治体にとっては、非常に今後の展開に興味深いものがあつたなというようなところが感想でございます。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 今、市民部長のお話の中でも、下川の安斎町長が2030年までにエネルギー自給するんだと宣言したということなんです。もちろん車のガソリンだとか、そういうのは除いて、事業所とか家庭の暖房とかの熱源を自給するということだと思っておりますけれども、町の条件としては、士別も山林が74%、75%と言われております。士別もそんな条件としては変わらない。いろいろ隣の芝生は青く見えるみたいなこともあるとは思いますが、ただやっぱり士別でも同じようなエネルギーの自給を目指していくということではできると思っておりますけれども、そこら辺はいろいろ計画の類いを見ても、はっきりとエネルギー自給率を増やすというふうになんて書いているのかどうか私もわからないなと思っておりますけれども、この辺については見解いかがですか。

委員長（井上久嗣君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） 先ほどの会議の中で翌2月17日に下川町長が、2030年までにエネルギーの自給率を100%にするという下川宣言というのをやっているんですけれども、お話にあり

ましたように、土別も森林が大体75%、下川町は90%というところがあるんですけども、一つ違いがあるのは、下川町さんは昭和20年代から森林に取り組んでおりまして、町有林が大体4,600ヘクタールぐらい持っておられると。土別につきましては土別の市有林、これが2,500ヘクタール程度になっております。下川さんは、森林の総合のまちづくりということで、その4,600ヘクタールの町有林のうち、毎年50ヘクタールを伐採、そして植林を繰り返していくということで、3,000ヘクタール使って60年サイクルでそれを全て循環していくと、そういったような林業の循環システムを既に構築されています。そのほかに成長の早い柳等を今栽培の研究もしています。そういったような背景がありまして、木を使ったエネルギー自給を目指すというお話がありました。

町のほうの試算では、町で全体に必要なエネルギー、電気とか灯油もあるんですけども、それを全部換算すると、これは担当の方から聞いたお話ですけども、260テラジュールという熱量換算になるわけですけども、先日の下川の議会のほうのお答えでは、不足するので、町外からも集めたいというお話でしたけれども、先ほど言うておりました50ヘクタールの森林の伐採、それとか間伐をやりますと、チップにすると、約5万4,000トンのチップの製造が可能だと。先ほどの町全体の260テラジュール、それをチップで換算すると、2万1,700トンということになるということで、仮に50ヘクタール全部それをチップに使えると可能だと。ただし、実際は製材とか製紙会社に卸したり、おかげずというのは今すごく高く取引されるということで、それを燃料に使えるかどうかはわからないけれども、量自体はあるだろうということでの宣言というふうにお話を伺っています。

具体的には、これから森林のポテンシャルとか町の中の熱配管、それらのコスト計算に入っていくというお話なんですけれども、私、話聞いて思ったのは、根本的に土別と違うのは、下川町さんの場合は人口3,700人の9割が半径2キロの中に住んでおられるということで、熱を供給するシステムが構築しやすい。土別につきましては、これだけ行政面積広いということで、その部分では下川さんとかかなり違うのかなという感想を持っています。

ただ、今の時代、どこの自治体でもエネルギーの自給問題というのは大変大きな問題ですので、各自治体等でやはりソーラーとか、土別もやっておりますけれども、バイオマス燃料ボイラーの助成等、そういった部分に取り組んでいるわけですけども、今後、土別のほうでも、例えば農業用水を活用した小水力発電、あるいは土別には天塩川という大きな水資源があります。それで市として朝日水力発電促進期成会を立ち上げて、今、北海道に要請しているわけですけども、仮にこれが実現いたしますと、大体1万1,900世帯の電気量が賄えるということで、これらは当然エネルギーの自給率に非常に大きな効果があるというふうに考えております。

それで、やはりこういう自治体ですので、それぞれの小さい自治体が、下川さんは森林、土別市は水、そういったように広域的にそれぞれがお互いの資源を使って補完し合って、地域全体の自給率を上げていくというのが大事なのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） いろいろと下川と似ているところと違うところ、特に下川の町並みがコンパクトに半径2キロ以内におさまっているというのは、確かに今市民部長おっしゃったとおり、非常に有利な条件だと思います。

ほかに、今、例えば新エネルギー導入の条件はいろいろあると、整ってきていると思うんですけども、特に今、円安で、灯油の価格が高くなっています。その場合に、いろいろとエネルギー、地域エネルギービジョンでコスト面が問題だと言われている木質バイオマスだとかの暖房とか熱源も、灯油が上がっているのに比べたら、だんだんと有利な条件になっているんじゃないかと素人考えでは思うんですけども、その辺はいかがでしょうかね。

委員長（井上久嗣君） 鶴岡畜産林務課主幹。

畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） 暖房や熱源として灯油と木質バイオマス資源のチップやペレットを使用した場合の比較につきましてお答えします。

ペレットストーブは、新しく建設された土別地区森林組合の学習体験施設に補助暖房として設置されております。一般的な発熱量で比較した場合、灯油の発熱量は1リットルで8,767キロカロリー、ペレットは4,000キロカロリーから4,700キロカロリーと言われており、灯油1リットルに対してペレットでは2キログラム程度となっております。そこで販売価格を見ますと、灯油につきましては、円安により1リットル90円台から100円台で推移しており、一方、ペレットにつきましては、森林組合にお聞きしたところ、現在近隣の滝上町から購入した場合、送料込みで1キログラム当たり67円となっております。購入価格が灯油の半分以下とならなければ、依然としてコスト的には高いこととなります。

ペレットの普及につきましては、地球温暖化防止対策やエネルギーとしての林業などの地域振興策として道内でも利用されておりますが、導入時の暖房機の費用、ペレットの保管場所など課題もありますし、絶対的な熱量では灯油に及びませんので、製造コストを低減し、熱量に対する価格を抑制することや手軽に購入できるようになれば、今後普及にもつながるものと考えております。

また、チップの普及に関しましても、現状としては、チップボイラーを導入した場合でも補助機能としての重油や灯油ボイラーが必要になっていることや、ボイラーによってはチップの種類によってふぐあいが生じることもあり、普及にはペレット同様に課題をどのように克服するかが課題となっております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） やっぱり灯油の半分以下のコスト、仕入れ値というかコストでないといけないんだということなんですよ。

もう一つ私が思うには、やっぱり特に家庭への普及については、助成とか、主婦層がこのストーブいいなというふうに思ってくれないと、普及は進まないと思うんです。置き場所だとか

の問題おっしゃっていましたが、置き場所については、昔はまきだとか石炭の置き場所の確保が必要だったので、ちょっと前に戻るだけといえばそうなんですけれども、木質燃料について、特に女性や主婦層についてどうアピールするか、どういう努力をしているか、ちょっとお伺いしたいんですが、よろしいですか。

委員長（井上久嗣君） 中峰企画課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今新エネルギー、特に木質系のバイオマスを活用したものの普及ということでお話ありましたけれども、本市におきましては、平成20年に地域新エネルギービジョンということで策定をし、その年にダイジェスト版の資料を作成し、まず全戸配布させていただき、木質に限らずエネルギー全般についてのことについてお知らせをまいりました。その後広報の特集などにおきましても、太陽光と同じように木質の燃料の将来性といいますか、そういったことについても御紹介をしてきたところであります。このほかに、まなびとくらしのフェスティバル、こちらについては毎年パネル展などでの啓発、そして情報提供を行ってきたわけですが、特にまなびとくらしのフェスティバルにおきましては、実際に木質、いわゆるブリケット、あるいはペレットを燃焼するストーブ、こういったものも展示をし、実際にそこでデモンストレーションということで使ってみるといようなことも啓発の一環として取り組んでまいりました。

先ほど畜産林務課からの答弁でもありましたように、現段階においては、なかなか広く一般化していないということで、燃料自体の価格を初め調達あるいは宅配、どうやって配達をしてもらうのか、あるいは調達してくるのかといったような課題もあります。

また、今のお話では、以前のまきや石炭の時代にということもありましたが、現状においてはなかなか一般家庭でそういった保管場所を確保するというようなことも難しいという現実もあります。

一方では、ストーブ、燃焼機器につきましても、まだ燃料の供給に手間がかかってしまうというものが多く、また、給湯用のボイラー、特に北海道においては非常にそういった暖房あるいは給湯という設備が冬期間含めて重要なわけですが、こちらがまだなかなか開発され切れていないということもあります。

そういった中で、今後こういう期待もしていくわけですが、そういった一般家庭でもこういうものが使えますよということが同時に見えてくれば、その段階で女性あるいは家庭の主婦層と言われるような方々にも理解を得られていくようになるのではないかとというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 家庭に導入する前提として、それでもう一つ、公共施設にはどうなのかということで、この地域新エネルギービジョンの報告書を読むと、高齢者福祉施設を初めとする公共施設の暖房、給湯への導入のほか、環境問題への取り組みのPRとして温泉等の観光施設

への熱利用が適しています。また、普及啓発の意味も含めて木質ペレットを燃料にしたペレットストーブを多くの方が訪れる公共的な場所に設置することも考えられますと、いろいろ書いてあるんですけども、何というか、ここでも数値目標とは言いたくないんですけども、やはりある程度目標を持って普及していただきたいと。具体的な政策としてあるのは、新エネルギー導入促進事業です。これは、木質バイオマス燃料ストーブを導入したら、モニターに対して1件10万円の助成ということになっているのですが、ちょっとこの実績を紹介していただけますか。

委員長（井上久嗣君） 丸企画課主幹。

企画課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

本市の新エネルギー導入促進支援事業は、平成21年の8月に制度を創設され、お話のありました木質バイオマス燃料ストーブの導入に対する助成のほか、住宅用太陽光システムの2つの事業メニューがございます。これまでの実績といたしましては、住宅用太陽光システムにつきましては、平成21年度に1件、平成22年度に9件、平成23年度に4件、本年度におきまして5件の合計19件ございます。一方、木質バイオマス燃料ストーブ助成事業につきましては、平成21年度にブリケットストーブを購入された方の1件の利用がございましたが、その後利用はない状況でございます。

以上でございます。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ぜひ、かけ声倒れといったら失礼ですけども、やっぱり木質バイオマス燃料ストーブについては、例えば家を新築しようという人に提案するだとか、いろんな機会にぜひ提案して、何か少しでもやっぱり普及していけるようお願いしたいと思います。

ちょっと林業に話に移ります。

林業で川上、川下なんて言い方するときがあると思いますけれども、林業も農業と同じで、川下で林産品というんですか、林業での産物の販路の拡大がないと、やっぱり川上での森林整備とか林業政策も進捗していかないと思うのですが、私はこの農業・農村活性化計画とかに何回も出てくる「担い手」という言葉がよく引っかかるんです。産業として発展していけば自然に担い手というのがあらわれるので、担い手育成というのが単独の施策として特に第1次産業分野ではよく言われるんですけども、それはどうかと。昔議員になりたてのころ、担い手育成というのは子育て支援の問題と地続きだという話をしたと思うんですけども、やっぱり担い手をどうのこうのというよりも、林業自体が栄えていかないと、担い手もあらわれないと思いますので、行政は林業に予算つけるのもそうなんだけれども、林業から出たもの、いろんな端材とかも含めて、そういったものが貨幣に具体的に円というかお金にかわるまでのプロセスをしっかりとフォローしてほしいと思うんです。

ちょっと総論的になりますけれども、そういった林業の問題を、林業だけの中で完結させるんじゃなくて、林業のつくったもの、林業から出たものがお金にかわるまでどう林業行政が

フォローしていくかということ、ちょっとコメントをお願いしたいと思うんですが。

委員長（井上久嗣君） 鶴岡主幹。

畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） お答えします。

森林には、木材生産として植林から保育、伐採までの整備に努めているところであります。しかしながら、近年は水源涵養機能や災害防止、保健、レクリエーションなど、単に林業のみならず森林の持つ多面的機能を考慮した施業が重点に置かれてきております。木材が生産される間伐などにおいては、利用拡大はもちろんのこと、間伐を実施する事業者、建築業者や端材、建築端材や林地残材をエネルギーに利用する業者など、森林から生産物が消費者へ届くまで多くの業種の業者がかかわりを持ち、全てのバランスがとれて、初めて林業、林産業が成り立つものと考えております。各種林業施策の実施に当たっては、林業関係に加えて、多くの業種の方々と連携し、トータル的に進めていくことが必要と考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） これ、農業分野では、もうむしろ6次産業化という5文字でちょっと最近ではもう安易に言われ過ぎなぐらい言われていることですがけれども、常任委員会の中で話したと思いますけれども、経済建設常任委員会で、去年千葉県房総半島の先っぽの南房総市へ行ったんですけども、予算はないわけですね、農業や林業を支援する予算はないんですけども、では何をやるかと、やっぱり売れるまでフォローするんですね、生産者に寄り添って売れるところまで見届けると。つまり、直売所がいっぱいあるんですけども、農産物の。そこでの値札の書き方まで行政が講師を呼ぶわけですね。そんな「ナスビ3本100円」とかという書き方ではなくて、このナスビは誰々さんの畑から出て、おばあちゃんが肥料をやって育てましたよとか、そういうことを書きなさいと、物語をつくりなさいという指導まで一応行政がやる。それはお金がかからないソフト事業ですね、ある意味。だから、そういうところまでぜひ林業分野でも、土別の木材あるいはいろんな副産物を使っていくときに、そういう発想でぜひ付き添ってほしいんです。

それで、先ほど渡辺委員がミニ公園の整備のことをおっしゃっていましたが、例えばミニ公園に遊具ありますよね、ブランコだとか丸武公園にもあるんですけども、下にゴムマットが敷いてあるんですね。それはブランコから子供が転落したら危ないし、いろいろ足が汚れないようにというのもあるんですけども、そういうような公園遊具の緩衝材というんですか、落ちたときにどうするか、それは結構おが粉とかおがくずとか、ジョギングコースの下にもありますけれども、ああいうもののほうがむしろいいですね。ゴムマットだと、なぜかという、水がたまったりして、水たまりの上を子供がブランコこいで、ブランコからおりた途端に足がびちょびちょみtainなことがありますので、だからそういうような本当に細かいところいろいろ見ていったら、森から出たものというのは利用方法がいろいろあるんですけども。だから、そういうふうに柔軟に利用方法を考えてほしいと思うんですが、その点、燃料だ

けではなくていろんなことに使えるということについては、どうお考えでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 村上畜産林務課長。

畜産林務課長（村上正俊君） 木質素材の利用についてお答えいたします。

市内で製造される木質素材のうち、木質チップについては主にパルプの原料として、おが粉については牛舎における牛の敷き料として利用されており、とくにおが粉は市内では全量が調達できず市外からも大量に購入されており、不足している状況にあります。

国忠委員お話しのジョギングコースや公園での利用につきましては、平成21年度に学田のフットパスコース2キロございますが、この一部の200メートルに使用した経過がございます。また、子供たちが利用する公園の遊具への使用につきましては、チップの原料や材質によりとげやさくれなどが生ずるものもあり、また強風や豪雨などにより敷いたチップの飛散や流出もあることから、安全性や管理面などに配慮した場合、使用に当たっては十分な注意が必要となります。

その他にチップの利用方法といたしましては、樹木などの周りに敷いて雑草が生えないようにする被覆材としての利用や、畑や水田の排水機能を高めるために整備する暗渠の疎水材として利用する事例もありますので、いずれにいたしましても、木質素材の新たな利用法につきまして今後も継続して研究してまいります。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） いろいろ話が前後しまして、申しわけありませんでした。

このテーマ最後です。各種計画類についてなんですけれども、この質問つくるに当たって総合計画ももちろん拝見しましたし、いろいろ農業・農村活性化計画、地域新エネルギービジョンと見たんですけれども、総合計画とほかの計画というのは確かにちゃんと連携とって出ていると思います。やっぱり総合計画がメインですから、そこから派生するものとして個別の農業政策あり、エネルギー政策あると思うんですけれども、農業・農村活性化計画とエネルギーについては、内容的には実は関係があるんですけれども、どうもやっぱり林業でつくったものをエネルギーに使っていくという視点が、この農業・農村活性化計画のほうにはちょっとないんです。農業分野では6次産業化というふうにあるんですけれども、事林業に関しては切って終わりだと言ったら悪いんですけれども、そういう保育も含めて森づくりという視点はあるんだけど、エネルギーとして利用するという視点も、ぜひ農業・農村活性化計画、林業の部に入れてほしいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） それでは、私のほうから農業・農村活性化計画並びに森林施業計画、それと今お話のありましたエネルギービジョンの関係につきまして若干お話をさせていただきます。

この25年4月から農業・農村活性化計画及び森林計画、それぞれ5カ年の計画がスタートい

たします。その中で当然計画の策定趣旨、目的につきましても、それぞれ対策なり振興対策ということに力点を置いておりますので、今、国忠委員が御指摘のありましたエネルギーの視点という部分については直接的に触れている部分は若干少ないかなと思っております。

一方、平成20年に策定しました新エネルギービジョンの中におきまして、若干、森林以外の取り組みにつきましても農業・農村、更には林業のフィールドで当然使えるものは出ております。例えばその1点として、先ほど市民部長が申し上げました小水力の発電につきましても、現在土地改良区がかんがい用水の落差溝を利用して5カ所で小水力の発電ということで今計画しております。事業化に向けてはもうちょっと調整が必要でありますけれども、そういった小水力の発電のエネルギー化というところがまず第1点になります。それと、今委員から冒頭、太陽エネルギーについてもお話がありましたとおり、太陽光につきましても当然これは施策として取り組んでいかなければならないと思っております。

もう一方、バイオマスエネルギー、これにつきましても例えば農業系であれ畜産系であれ、いろんな部分からバイオマスが出ます。それで、この4月から川西町で建設を進め稼働いたします堆肥化施設、これにつきましても、生ごみと下水汚泥の生活系のバイオマス、これを何とか資源化しよう。それともう一点が、農協の野菜選果場から出る野菜残渣、これについても何とか堆肥化しようということで計画しております。こういったものが当然バイオマスエネルギーとして使えるわけでありまして、それと、畜産系でいきますと畜産の家畜の排尿等につきましても、これは当然活用できまして、現在めぐみの土別の農協さんが経営しております堆肥の製造の中では、当然この部分が家畜排せつ物入れて堆肥の製造に当たっております。

それともう一点、雪氷熱のエネルギーという観点でいきますと、武徳にあります農産加工施設の貯蔵施設にジャガイモの保冷という観点で、3月に300基程度の雪を入れて8月ぐらいまで何とかその保冷状態を、ジャガイモの保冷状態を保とうということで取り組んでおりまして、今回は3月21日に雪入れをするという計画であります。

最後に、森林系の部分でいきますと、これにつきましても、国忠委員のほうからそれぞれお話のあったとおり、林地残材なり風倒木、そういったもののエネルギー化ということが当然必要になるわけでありまして、この部分につきましても、先ほど市民部長が下川町の事例を参考にいたしてお話をされておりました。

もう1点、和寒町でも同じような取り組みをこの4月から実施する予定であります。木質バイオマス燃料熱源供給施設、いわゆる地域から出る木材原料をチップ化して、それを役場の庁舎、総合福祉センター、図書館、ここに温水を送り込んでやろうという計画であります。そこから余った重油代約1,000万円程度を更に木材のそういった残材の買い取りに充てるということで、その循環を図ろうということで和寒町さんは計画しております。

先ほどからお話のありますとおり、こうした森林資源を初めとする地域に賦存するエネルギーについては何とか活用できるように、私どもも農業なり林業なりの部分で常に念頭に入れながら、その可能性につきましても更に研究を進めてまいらなければならないなと思っております。

以上であります。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） よろしく申し上げます。

では、このテーマは終わります。

最後に、児童福祉行政と教育行政との相互乗り入れについて若干質問したいと思います。

これは幼稚園、保育園の部門でよく言われていることで、幼稚園と保育園では行政の系統が違う、厚生労働省と文部科学省と二重行政だから、最近は幼保一元だとかと言われているんですけども、その幼保一元もちょっと今は怪しくなって、両者を統合したこども園というのがいろんなタイプがあって、かえって三元化、四元化しているのではないかというふうに1年前に保健福祉部長にお聞きしましたけれども、非常に複雑なことになっています。

それで、それはともかくとして、土別市の場合、3年前にあけぼの児童館がもう子供でいっぱいだということで、1年生、2年生は旧あけぼの児童館に残して、3年生だけはあけぼの児童館の分室を南小学校に設けたと。そして、しばらくしてから、その同じ場所でいわゆるどっちかという教育行政の管轄になる放課後子ども教室というのができた。それで、両者がある意味併存していたこの3年間、一緒に存在していた、併存していた3年間だったと思うんですけども、私はこういう経験は非常に貴重だと思うんです。この機会に教育行政と児童福祉行政双方から、よければこの3年間の総括をお聞きしたいんですが、よろしいですか。

委員長（井上久嗣君） 藤森こども・子育て応援室参事。

こども・子育て応援室参事（藤森裕悦君） まず、放課後子ども教室についてお話しさせていただきますが、放課後子ども教室につきましては、全ての小学生の放課後における安全・安心な居場所を設け、地域の方の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動などの取り組みを実施することによりまして、子供たちが地域の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するという事で、平成22年6月に開設をしました。

そこで3年間の総括です。まず、よかった点についてお話をさせていただきますと、子供たちについては、同じ南小学校の子供たちでもありまして、仲よく保育が実施されてきたというふうに思っておりますし、放課後子ども教室につきましては、児童が教室に来たときに30分間勉強する決まりがあります。その後は一緒に遊んだり年間行事等の創作活動をしたり、また異学年との遊びにおける交流もできて、楽しい生活を送れたというふうに判断しています。

また、地域の方との交流におきましては、放課後子ども教室におきまして、市内の琴奏者の方に来ていただいたりして演奏や琴の体験を実施しておりますし、また冬期間におきましては留守家庭児童が実施しております百人一首についても、地域の団体の方が指導に来ていただいたりして一緒に取り組んでおりまして、少ないながらも地域の方との交流あるいは子供同士の交流が図られたものというふうに判断しております。また、学校終了後、家に帰らずに少年団等に参加することができたということで、安全的にも取り組めたのではないかなという判断をしております。

そこで、問題点なんですけれども、先ほど目的を申し上げましたスポーツの面などでは、学校のグラウンドや体育館が使用しているため使用できないということもありまして、ほとんど毎日屋内で過ごしていたということが問題点だったのではないかなというふうに考えております。

これらを通しまして、今後の課題としまして、ほぼ目標に沿った運営はできたかなというふうな思いもありながら、今後も引き続き子供間の交流とか地域の方との交流、これをもっと拡大できるような企画等を検討しまして、子供たちの毎日の生活における放課後のしっかりと居場所づくり、これを進めまして、子供たちが健やかに成長できる環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、児童館分室につきましては、委員からお話あったとおり、平成22年に保育児童が急に増加をしたと。100名を超える登録児童数という状況もありましたので、緊急の対応としまして南小学校多目的ルームをお借りして、ここで保育を実施してきたところであります。さきにも述べましたけれども、放課後子ども教室と併用してやっておりましたけれども、ともに遊んだり学んだり交流が図られてきたのだというふうに思っています。この留守家庭につきましても、ふだんどおりの保育ができたというふうに考えております。

あけぼのセンターの開設によりまして4月から3年生は新センターに移りますが、引き続き保育の充実を図り、あわせて来館してくる一般児童との交流を図って、進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 大体は、放課後子ども教室のほとんどの部分が実質的に児童福祉行政のほうで見ていたということだと思いますので、今のお話でいいと思います。

次に、この議会の初日に、教育長のほうから教育行政執行方針が読み上げられまして、非常によくできた執行方針で、私も特に異論があるわけではないんですけれども、ただ一つ、この教育行政執行方針の中に、あけぼの子どもセンターについて一言も触れていなかったんです。それで、やっぱり数億円かけたすばらしい施設でもあるので、教育行政としても、このあけぼの子どもセンターについて活用なり何なり考えてほしいなと思っているんですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） ただいまの国忠委員のほうから教育行政執行方針にあけぼの児童センターの「あ」の字も出てこなかった、一切触れていないというお話でございましたが、教育委員会では全てさまざまな行政を展開するときには、縦割り行政を廃して常に連携の核になるような動きをするようにということで徹底をしてきたつもりでございます。しかし、このあけぼの児童センターの部分につきましては、私どもの施設の教育施設ではなくて、やはり福祉施設でございますので、教育行政執行方針の中で他人様の建物についてこのように使いますと

いうことを言うような形で申し述べるというのは紳士的ではないなというふうに思っております。

更に、連携云々、活用というふうにお話でしたが、あけぼの児童センターはただ単なる貸し館ではないというふうに私ども承知をしているところでございます。それなりにしっかりとした枠組みがあり、スタッフが配置され、運営がなされていくというようなことで、ただ単なる貸し館であれば、新しい施設なので、こんな部分でこういったことをという展開をしていけるのでしょうかけれども、施設には施設の目的が基本にはあって、あくまでもあけぼの児童センターの主体性を尊重した上で私どもが持っているさまざまな活動プログラムだとか、あるいは指導者だとか、あるいはさまざまな要望を含めた具体的な指導だとかということについて協議があり、求めがあれば、その段階においてそういった形で、そこでの事業展開などを考えていくということになるかなというふうに思っております。

子供の身は一つでございます。そこに現状、学校からも、さまざまな地域団体からも、そして社会教育からも、さまざまな事業がありますので、それらがふくそうすることによってこれ以上子供が忙しくならないような部分では連携を進めていきたいというふうに思いますが、教育委員会の抱えている施設は施設として、それぞれにまたそれぞれの目的もあり、利用人数も上げなければならないという部分もありますので、それらの部分でそういったあけぼの児童センターの主体性を根本に据えた上で、連携についてしっかりとあけぼの児童センターがオープンした後に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 私、どう反応したらいいかちょっと困りますけれども、でも今、教育長のほうで誠実にお考えになって言われたことですので、重く受けとめたいと思います。

それで、教育行政執行方針の中には、学習会は共催でやりたいんだと。具体的にいうと、行政執行方針5ページの下のところ、子供たちが安心して明るく生活することができる環境を整えるため、青少年相談員、心の教室相談員、児童相談員の学習会を開催することにより相談員の連携を密にし、情報共有と相談体制の充実を図るというふうに書いていらっしゃいます。本当に、ここはもう教育行政、それから児童福祉行政がまたがるところで、なおかつ私が9月の議会でこの青少年相談の件数がちょっと少ないのではないかとこのことを指摘したこともありますけれども、なかなか学校で相談業務というのは、大事なことで、私は、学校から相談員なくせというつもりはないんですけども、どうしても学校というのは評価される空間というか、土別の教育委員会は頑張っていますけれども、全国的にはもう本当に学校の先生まで非常に評価にさらされて、日々なかなか評価から自由になれない空間になっていると思うんです。その点、子どもセンターみたいなところは子供が自由に羽伸ばしている部分があるので、悩みも学校の間人関係にちょっと左右される部分ありますけれども、ある程度は自由なので、私は相談業務だとか救済業務はこの子どもセンターを使うとやりやすいんじゃないかというふうには思うんです。

その辺、いろいろ子どもセンター４月から正式にオープンするので、体制は試行錯誤するとは思いますが、今のところで相談・救済体制についてはどんなふうにお考えでしょうか。

委員長（井上久嗣君） 藤森参事。

こども・子育て応援室参事（藤森裕悦君） 私のほうから、あけぼの子どもセンターでの体制についてお話をさせていただきたいと思います。

あけぼの子どもセンターにつきましては、子供たちの要望及び声を聞くとの考えから、相談室を実は設置しております。しかし、救済に関する特別な相談員については配置をしない考えであります。まずは構成員のふだんからの見守りや声かけの中で子供たちの様子を把握していきたいというふうを考えております。何か子供たちに変化があれば、声かけを行ったり、またはその中で子供たちの思いや考え、または悩みなどがあれば、率直に聞く、聞いてあげる体制で臨んでいきたいというふうを考えております。もし相談の内容が深刻で、早期の解決が必要であるような問題と判断した場合には、専門的に配置されている方に託す予定になっております。これは教育委員会とも確認済みでございますが、教育委員会、学校、心の教室相談員、青少年相談員、そして家庭相談員、連携を図りながら問題の解決に努めてまいりたいというふうに思っています。とにかくふだんからの見守りや声かけに努めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 大西こども・子育て応援室長。

こども・子育て応援室長（大西紀代美君） 私のほうから、相談・救済体制の見直しについてお答えいたします。

初めに、救済体制につきましてはです。今年、平成25年４月から子どもの権利に関する条例の実施に伴いまして25年度中に行動計画を策定することになっておりますので、その中で相談・救済体制については協議、検討していきたいと考えております。特に本市の場合、子供の権利についての例えば臨床心理士などの専門家が少ないことから、独立した救済機関として救済委員会を設置するという事は非常に困難な事と考えております。そこで、子どもの権利救済委員としては、弁護士などの専門の方を複数配置することにより、例えば権利侵害を受けた子供の相談を受けたときには、必要に応じて、その救済委員に随時相談対応するような体制を考えております。

そこで、相談・救済体制の見直しについてであります。子どもの権利委員会を設置する予定で、構成メンバーとしては人権擁護委員や民生・児童委員、そのほか福祉や教育に携わる関係者で構成する権利委員会を設置しまして、その中で相談や救済体制の検討、協議、見直しをしてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 4月以降具体的に、子供がいろんないじめだとかに遭った場合の相談・救済についてしっかり体制づくりもしていくということですので、期待しております。

最後に、カトリック幼稚園が4月から改築して開園するんですけれども、それに当たって、今まで幼稚園ですから3歳以上だったんですけれども、1、2歳児を保育するという方向で改築されているそうです。その場合、やっぱり1歳、2歳の子を保育するには、専門的に知識なり保育の仕方についても独特なやり方が必要になると思うんですけれども、そういった助言だとかあるいは保育部門からの届け出なんかは、結局どこが受け付けて、どういうふうに管轄していくのかということをお願いいたします。

委員長（井上久嗣君） 大西室長。

こども・子育て応援室長（大西紀代美君） お答えいたします。

幼稚園業務につきましては、平成21年度までは教育委員会が担当しておりましたが、平成22年4月にこども・子育て応援室が設置されたと同時に、今までの保育所業務とあわせて幼稚園業務もこども・子育て応援室が担当するようになりました。そこで、先ほど委員お話しがありましたように、例えば幼稚園と保育所機能を持ち合わせた幼保連携型の認定こども園の運営や業務に関することは、今までと同じように、こども・子育て応援室が引き続き担当してまいります。

以上です。

委員長（井上久嗣君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 先ほど教育長のほうから、行政同士で業務がふくそうすることがあってはならないという、それも事実なんですけれども、子供を市民みんなで行政の枠にとらわれず、私たち議員もですけれども、議員だとか地域の人々も、それから市長初め市の役職についている方々も合わせて、やっぱりみんなで子供を育てていきたいと思っておりますので、ふくそうは避けつつも、いろんな人の手で育てていきたいと思っておりますので、その点、両行政ともよろしく願います。

これで質問を終わります。

委員長（井上久嗣君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦勞様でした。

（午後 4時12分閉議）